

令和4年2月15日

三次市議会

議長 新家 良和 様

議員定数等調査特別委員会

委員長 小田 伸次

議員定数等調査特別委員会報告について

本委員会に付託された事項についての調査結果は、別紙、議員定数等調査特別委員会報告書のとおりです。

1 付託事項

- (1) 議員定数削減に伴う個々の議員報酬の引上げについて
- (2) 優秀（意欲的）な人材が市議会議員をめざすための条件整備について

2 調査期間

令和3年6月18日（金）～令和4年2月10日（木）

委員会開催：14回

議員定数等調査特別委員会 報告書

令和4年2月

三次市議会

議員定数等調査特別委員会

目次

1	議員定数等調査特別委員会の設置目的	3 頁
2	委員会設置の根拠	3 頁
3	委員会委員の選出方法	3 頁
4	委員会の構成	4 頁
5	委員会の開催状況と協議事項（中間報告まで）	4 頁
6	検討基礎資料等の概要（委員会の協議資料）	6 頁
7	市民から意見聴取について	10 頁
8	議員定数に関する委員の主な意見	16 頁
9	議員定数に関する会派の考え方	18 頁
10	委員長中間報告骨子（議員定数）	20 頁
11	議員報酬調査における委員会の考え方	22 頁
12	委員会の開催状況と協議事項（中間報告以降）	22 頁
13	現状の議員報酬額	23 頁
14	議員報酬額の検証	23 頁
15	議員報酬に対する委員の意見	33 頁
16	財政状況の分析と議員報酬との関連について	35 頁
17	多様な人材の議会への参画に向けて	39 頁
18	議員報酬決定の手続きとこれまでの経過	41 頁
19	議員報酬に対する会派の考え方	43 頁
20	委員長報告の骨子（議員報酬）	45 頁
21	付託に対する多数意見について	46 頁
22	終わりに	46 頁

注) 本報告書では、「類似団体」を分かりやすくするために「類似自治体」と表記している。

1. 議員定数等調査特別委員会の設置目的

現在、全国的に人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化による地域経済の停滞、社会保障や公共施設維持などの義務的経費増加による自治体財政の硬直化などを理由に議員定数の見直しが進められている。しかし、一方では多様化する民意の確実な市政へ反映、そして集約も期待されているところである。

さらには、議員のなり手不足に加え、年齢構成、男女割合、職業分布など現状の議会構成への指摘もある。

本市においても例外ではなく、我々も市政の現状、様々な意見や課題の分析とともに市民の付託に応えていくことで、今後も市議会としての使命を全うしていかなくてはならない。

そのため、現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、併せてデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化等を図ることで、現下における議員定数の適正化を検討する必要がある。また、広範多岐な議員活動の実態と地域の実情に応じた生計維持が可能な報酬を求め、未来ある若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すことが緊要だと考える。

よって、この将来的な大きな課題について、主体的に調査研究を行う特別委員会を設置するものである。

令和3年6月18日

2. 委員会設置の根拠

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条
- ・ 三次市議会委員会条例（平成16年三次市条例第266号）第5条
- ・ 三次市議会基本条例（平成22年三次市条例第14号）第18条第4項

3. 委員会委員の選出方法

特別委員の選任は、各会派からの推薦及び無所属議員からの申出を受け、議長が会議に諮って指名するのを例とする。（三次市議会先例集）

(1) 会派毎の推薦委員数は、議員数に比例按分して決定する。

※ 比例按分率 会派議員数 21人 ÷ 定数 9人 = 2.3

按分人数 会派議員数 ÷ 比例按分率 (2.3)

(2) 無所属からの申出 1人

【表 1】

会派名	議員数	按分人数	委員数
ともえ	5人	2.17	2人
明日への風	4人	1.74	2人
真正会	4人	1.74	2人
会派 未来	3人	1.30	1人
清友会	3人	1.30	1人
公明党	2人	0.87	1人
小計	21人		9人
無所属	3人		1人
計	24人		10人

4. 委員会の構成

委員長 小田 伸次（ともえ）

副委員長 杉原 利明（真正会）

委員 宍戸 稔（清友会），横光 春市（真正会），伊藤 芳則（無所属），
黒木 靖治（公明党），新田 真一（会派 未来），
藤岡 一弘，掛田 勝彦（明日への風），月橋 寿文（ともえ）

5. 委員会の開催状況と協議事項（中間報告まで）

委員長中間報告（令和3年12月定例会）までの開催状況等

【表 2】

開催期日	協議事項
第1回委員会 令和3年6月18日（水）	(1)正副委員長の互選
第2回委員会 令和3年7月20日（火）	(1)これまでの議員定数の協議検討に関する経緯について（報告） (2)県内14市の議員定数の変遷について（報告） (3)議長からの付託と審査スケジュール目標（案）について※ ¹ (4)委員会の運営と進め方について ①調査が必要と思われる資料について ②市民からの意見聴取方法について ③市民への周知について (5)市議会トピックスへの出演について（広報）

第3回委員会 令和3年8月19日（木）	(1)住民自治組織との意見交換会について（報告） (2)市民アンケート調査について（※実施の確認） (3)類似自治体議会の状況等について ①議員定数について
第4回委員会 令和3年9月2日（木）	(1)市民アンケート設問項目等の確認について
第5回委員会 令和3年9月24日（金）	(1)市民アンケートの最終確認について (2)住民自治組織への市民アンケート協力依頼について
第6回委員会 令和3年11月10日（水）	(1)今後の委員会スケジュールについて（報告） (2)市民アンケートの回収結果について（報告） (3)令和元年度市町村目的別歳出決算分析表（参考） (4)自由討議 ～議員定数について～（17, 18頁参照）
第7回委員会 令和3年11月19日（金）	(1)委員会中間報告書（案）について (2)会派における議員定数の考え方について（19～21頁参照）
第8回委員会 令和3年12月8日（水）	(1)委員会中間報告書（修正案）について (2)委員長中間報告（案）について
第9回委員会 令和3年12月14日（火）	(1)委員会中間報告書等の最終確認について (2)委員長中間報告の最終確認について

本委員会は、議長から2点について調査検討するよう付託されており、第2回の委員会において、協議スケジュール及び目標（めざすところ）を設定した。

議員定数と報酬については、協議の末、議員定数を先行して調査研究・協議を行い、令和3年12月定例会に中間報告を行うこととした。その後、議員報酬の見直しについても議論するスケジュールを全体で確認している。

▶※¹

▷議員定数について

設定目標：令和3年12月定例会において委員長中間報告を行う。

：令和4年3月定例会で改正条例を提案する。（議会運営委員会）
（本委員会の意見が議員定数の増減数がまとまった場合）

▷議員報酬の見直し

設定目標：三次市議員報酬及び特別職給料審議会開催を求める。

6. 検討基礎資料等の概要（委員会の協議資料）

第2回委員会において、平成16年の市町村合併以降の本市の議員定数の変遷などを再確認するとともに、県内14市議会、類似自治体（団体）（Ⅱ-1及びⅠ-1）の状況、全国市議会議長会による議員定数等の調査、また、平成26年6月の議員改革特別委員長報告の基となった類似12自治体について、令和3年度までの議員定数の変遷等の調査するよう全体で確認し、実施した。

(1) 議員定数の協議検討に関するこれまでの経緯

① 合併協議会における「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」

ア 新市の議会議員の定数は26人とする。（8市町村議会で議決）

※地方自治法第91条第1項（H23年改正 議員定数の法定上限の撤廃）

イ 定数特例 38人

※市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項

ウ 選挙区を設ける。（旧三次市20人 旧町各3人 旧村各2人）

※公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条

注）イ、ウは新市設置後最初に行われる市議会選挙に限る。

② 議会活性化等調査特別委員会（H18.10.10～H19.3.20）

平成20年4月6日執行三次市議会議員一般選挙（1選挙区26人）

③ 議会改革推進特別委員会（H24.6.26～H26.6.13）保実 治委員長

「現状維持の26人又は24人に削減するのが妥当である。」

（平成26年6月定例会委員長報告から）

委員長報告を受け、議長判断のもと議員定数を2減とする改正案を議会運営委員会へ提案、同委員会の多くの委員の賛同を得て、定数条例の改正案が発議された。

○発議第5号 議員定数20人（6減）：否決

○発議第6号 議員定数24人（2減）：賛成多数により可決

平成28年4月3日執行 三次市議会議員一般選挙（24人） ※辞職3人

平成31年4月21日執行 三次市議会議員補欠選挙（3人）

④ 議会改革推進特別委員会（H28.6.17～R1.12.18）宍戸 稔委員長

「現状維持の「24人とする。」意見と「22人に削減する。」意見の二案に分かれ、（略）最終的に一つの意見を総意とする結論には至らなかった。」

（令和元年12月定例会委員長報告から）

議員定数について検討するよう諮問がなされたが、現状維持と2減との意見に二分し、委員会の総意とする答えは見いだせなかった。また、一方で次期の議員選挙が4箇月後に迫っており、議会運営委員会での協議も経た上で、混乱を避ける意味からも現状維持を継続することになった。

令和2年4月12日執行 三次市議会議員一般選挙（24人）現状維持

(2) 県内10市議会定数の変遷について（広島市、福山市及び呉市を除く） 【表3】

政令市,中核市は省略	合併方式	合併時議員数	現在の議員数	減少率	備考
尾道市*	編入	45人	28人	0.62	H19→34, H22→32, H26→29, H30→28
三原市	新設	37人	25人	0.68	H20→32, H23→28, H28→26, R2→25
府中市	編入	32人	19人	0.59	H20→22, H25→20, R2→19
庄原市	新設	33人	20人	0.61	H19→25, H24→20
大竹市	-	18人	16人	0.89	H19→16
竹原市	-	16人	14人	0.88	H22→14
東広島市	編入	43人	30人	0.70	H18→32, H26→30
廿日市市*	編入	32人	28人	0.88	H20→30, H27→28
安芸高田市	新設	73人	16人	0.22	H16→22, H19→20, H23→18, R1→16
江田島市	新設	53人	18人	0.34	H17→20, H25→18

※政令指定都市及び中核市の3市を除く

※尾道市（H17, H18）及び廿日市市（H15, H17）は2度の合併、表中表記は後年度の数値

・合併時の議員数（議員の取扱い）：在任特例

・・・資料集：資料1

(3) 市議会議員定数に関する調査結果（令和2年12月31日現在）【表4】

人口段階	市区数	1市当たり平均（人）
5万人未満	280	17.1
5～10万人未満	250	20.6
10～20万人未満	152	25.5
20～30万人未満	48	31.0
30～40万人未満	29	36.4
40～50万人未満	21	39.7
50万人以上	15	45.9
指定都市	20	58.6

※人口段階別にみた市議会議員の定数の状況（全国815市）

全国市議会議長会提供・・・資料集：資料2

(4) 平成 26 年類似自治体の調査～令和 3 年までの議員定数の推移

【表 5】

県名	自治体名	住基本 人口	面積	一般会計歳 出(百万円)	合併市 町村数	中学 校数	小学 校数	議員 定数	議員一人/ 人口
岩手県	宮古市	58,318	1259.89	50,736	2	11	26	28	2,082.2
青森県	むつ市	63,220	863.79	35,428	5	9	17	26	2,431.5
新潟県	十日町市	58,941	589.92	39,244	4	10	22	26	2,267.0
	佐渡市	62,294	855.33	50,757	10	14	24	22	2,831.5
岐阜県	恵那市	53,964	504.19	28,595	6	8	15	20	2,698.2
三重県	志摩市	56,224	179.72	25,399	5	9	20	22	2,555.6
島根県	浜田市	58,411	689.60	37,320	5	9	20	24	2,433.8
山口県	萩市	53,589	698.79	31,667	7	15	22	26	2,061.1
香川県	坂出市	56,351	92.46	24,703	4	6	20	26	2,167.3
福岡県	八女市	69,108	482.53	33,753	2	10	18	26	2,658.0
熊本県	山鹿市	56,124	733.24	25,873	5	6	15	20	2,806.2
沖縄県	宮古島市	54,784	204.59	35,931	5	16	19	26	2,107.1
平均		58,444						24	
広島県	三次市	56,725	778.19	40,290	8	12	24	26	2,181.7

*平成 26 年議会改革推進特別委員会調査資料から

(類似 97 団体の中から最終類似自治体に絞り込みを行うため、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数のそれぞれの要件毎に、本市に最も近い上位に色付け、色付数の多い自治体を最終類似自治体とした。) 資料集：資料 3

平成 26 年 6 月定例会の議会改革推進特別委員会答申の基礎数値となった全国 12 の類似自治体の状況について、その後の変遷を追った。

人口が増加している沖縄県宮古島市を除いて、他の 11 自治体は人口が大きく減少しており、減少率は、香川県坂出市を除いていずれも 10%を超えている。

三次市も同様に 10.7%の減少率であり、その結果、議員一人当たりの人口数も新潟県十日町市の 2,105.1 人／人口に次いで、2 番目の少ない値となっている。

調査結果を見ると、平成 26 年の調査時よりも、既に議員定数を 20 人としていた熊本県山鹿市以外は、最小で 2 減、多いところで 6 減の定数削減を行っている。

なお、12 類似自治体の平均は、21.1 人である。

平成 26 年議会改革推進特別委員会調査資料を基に、同一類似自治体の平成 30 年と

令和3年の現状を調査した。

【表6】

県名	自治体名	住基本	人口	議員数	住基本	人口	減少率	議員数	議員一人/人口
		人口	(対26)		人口	(対26)			
		⇒ 平成30年			⇒ 令和3年				
岩手県	宮古市	52,973	▲5,345	28⇒22	49,737	▲8,581	14.7%	22	2,260.8
青森県	むつ市	57,933	▲5,227	26⇒22	55,126	▲8,094	12.8%	22	2,505.7
新潟県	十日町市	53,116	▲5,825	26⇒24	50,522	▲8,419	14.3%	24	2,105.1
	佐渡市	55,333	▲6,961	22⇒21	52,367	▲9,927	15.9%	21	2,493.7
岐阜県	恵那市	50,463	▲3,501	20⇒18	48,584	▲5,380	10.0%	18	2,699.1
三重県	志摩市	50,222	▲6,002	22⇒20	47,836	▲8,388	14.9%	20⇒18	2,657.6
島根県	浜田市	54,328	▲4,083	24	52,036	▲6,375	10.9%	24⇒22	2,365.3
山口県	萩市	47,625	▲5,964	26⇒20	44,951	▲8,638	16.1%	20	2,247.6
香川県	坂出市	53,249	▲3,102	26⇒20	51,926	▲4,425	7.9%	20	2,596.3
福岡県	八女市	63,759	▲4,481	26⇒22	61,599	▲7,509	10.9%	22	2,800.0
熊本県	山鹿市	52,244	▲3,880	20	50,366	▲5,758	10.3%	20	2,518.3
沖縄県	宮古島市	54,625	▲159	26⇒24	55,418	634	▲1.2%	24	2,309.1
平均								21.1	2,463.2
広島県	三次市	52,556	▲4,169	26⇒24	50,679	▲6,046	10.7%	24	2,111.6

(5) 類似自治体の議員定数比較データ（令和3年6月末）

総務省が人口と産業構造を基に、類型により都市を分別した区分（類似自治体）での本市は「Ⅱ-1」に位置づいている。多くの自治体が議員定数を検討する際に、この都市区分における自治体の数値を参考としており、本市議会も委員会協議を経て同じ条件下にある全国の自治体を調査することとした。

ただ、本市の類型の人口区分は、「5万人以上10万人未満」であり、本市に近い「Ⅰ-1」に分類されている4万人以上の都市も参考数値としている。

また、前回の本市に類似している自治体を選ぶための項目としていた一般会計歳出合計と合併市町村数、小中学校数に代えて、合併十数年が経過していることもあり、新たに過疎指定（みなし・全部）の項目を取り入れている。

3つの該当条件を全て満たす10自治体の議員定数平均値は21.3人となった。

【表 7】

条件 1 : <u>人口 4 万人以上 10 万人未満</u> 93 自治体 議員定数 平均 21.1 人 (Ⅱ-1 : 68 自治体, I-1 : 25 自治体)
条件 2 : <u>人口 4 万人以上 6 万人未満</u> 50 自治体 議員定数 平均 19.9 人 (Ⅱ-1 : 25 自治体, I-1 : 25 自治体)
条件 3 : <u>市域が 400 ㎢以上 人口 4 万人以上 10 万人未満</u> 34 自治体 議員定数 平均 22.6 人 (Ⅱ-1 : 27 自治体, I-1 : 7 自治体)
条件 4 : <u>過疎要件 (みなし・全部) 人口 4 万人以上 10 万人未満</u> 29 自治体 議員定数 平均 21.9 人 (Ⅱ-1 : 20 自治体, I-1 : 9 自治体)
条件 5 : <u>過疎要件 (全部) 人口 4 万人以上 10 万人未満</u> 21 自治体 議員定数 平均 22.0 人 (Ⅱ-1 : 14 自治体, I-1 : 7 自治体)
条件 6 : <u>条件 2, 条件 3 及び条件 4 に全て該当する。</u> 10 自治体 議員定数 平均 21.3 人 (Ⅱ-1 : 6 自治体, I-1 : 4 自治体)

※主な出典元 1. 人口 : 自治体のホームページ (令和 3 年 6 月末)
2. 面積 : 自治体のホームページ
3. 過疎指定 : 過疎地域市町村一覧表 (総務省令和 3 年 4 月 1 日現在)

・・・資料集 : 資料 4

7. 市民からの意見聴取について

これまで、議員定数を検討する際には、主に「議会報告・懇談会」で市民からの意見や想いを聴取し参考としていたが、この取組自体が今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、昨年度に続き中止が決まった。

このことから、市民の意見聴取の機会を 19 住民自治組織の代表者で組織されている「住民自治組織定例会」において委員会との意見交換会を実施したい旨の提案 (令和 3 年 8 月 10 日) を行うこととなり、正副委員長が事前の役員会において説明を行った。

しかしながら、「定例会での意見交換は、我々の意見した内容が地域の民意だと判断されることに少し不安があり、疑問を感じる。」との指摘がなされ、結局、予定されていた 10 月の同定例会自体もコロナ禍の影響で中止とはなったが、本委員会としては住民自治組織役員会での意見を尊重し、意見交換会実施を見送っている。

(1) 住民自治組織定例会での意見交換の実施について

- ・令和 3 年 8 月 10 日 (火) 住民自治組織役員会にて意見交換会実施の趣旨説明及び開催のお願い (結論 : 見送り)
- ・住民自治組織役員会から、市民アンケートへの協力提案を受ける。

(2) 議会報告・懇談会実施の中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止）

広報広聴常任委員会の『方針』

- ・出張型意見交換会の呼びかけ
- ・市内3高等学校生徒との意見交換会の実施



(R3/11/15:日彰館高等学校3年生)



(R3/11/29:三次高等学校1年生)

【参考画像1】

(3) 市民アンケートの実施について

現状のコロナ禍における議会報告・懇談会の中止や住民自治組織との意見交換会が、いくつかの課題から見送りになったことを背景に市民の意見，地域の声の聴取方法の代替案について協議を行った。結果，本市議会としては初めての取組となる「市民アンケート調査」を実施することを全員一致で確認している。

アンケートの設問内容や全体フレームなどを検討する段階では，均等な意見を求めるのなら無作為抽出により，配布先を決定するほうが良いとする意見や，回答サンプルが少ない場合にその意見を委員会議論での参考数値にすることの不安など，様々な議論もあったが，あわせて予算措置もクリアするためには，10月の市広報にアンケート用紙を添付し，ハガキの返信による主に世帯を中心とした意見を求める方法と住民自治組織(コミュニティセンター等)・市役所へ直接アンケート回答を持ち込めること，さらにWeb(LINEでの周知，アンケートへのQRコード添付，三次市電子申請システムなど)を利用し，幅広い年齢層からの回答を求める手法を最終的に決定した。

また、万が一、回答が少ない状況でも、市民の「想い」「生の声」として真摯に受け止めなければならない。今後の議論の参考とすべき貴重な意見であることを委員全員で確認もしている。

今回、市民から寄せられた議会・議員活動に関しては、意見は厳しいものも多かったが、全てのアンケート内容・結果については、原文のまま議員間で共有している。

① 実施期間 令和3年10月10日（日）～10月31日（日）

② 実施方法（回答方法）

ア 広報みよしへのアンケート票折込み（全世帯）

イ 三次市電子申請システム（web）による。

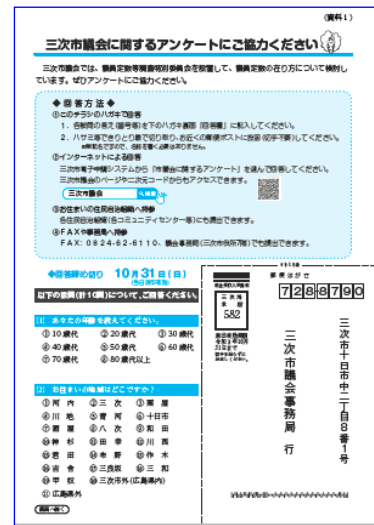
ウ 住民自治組織（コミュニティセンター等）でのアンケート配布及び受付

③ 回答結果等（令和3年11月10日議員定数等調査特別委員会で報告）

※全議員には、全員協議会（R3.12.3）で報告

ア 回答数 1,623件

（内訳 ハガキ 1,171通、Web 452件）



（市民アンケート）

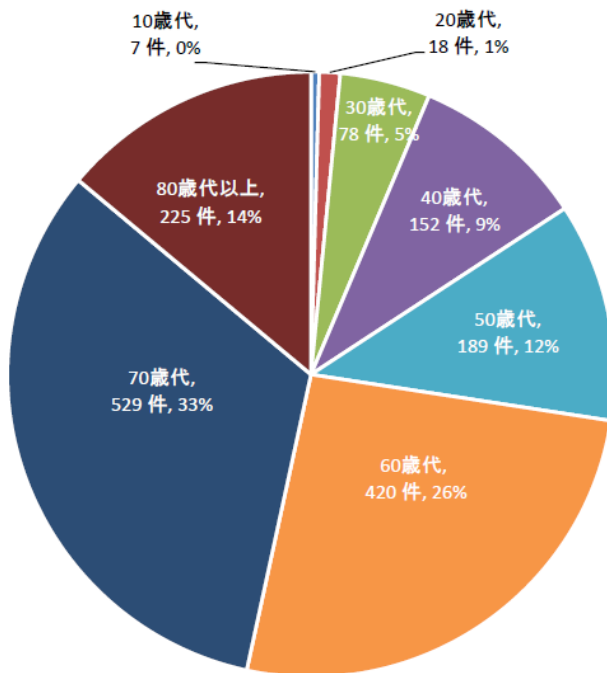
（参考）地域別回答数

【表8】

河内	三次	粟屋	川地	青河	十日市	酒屋	八次	和田
20	210	42	66	19	309	40	182	46
神杉	田幸	川西	君田	布野	作木	吉舎	三良坂	三和
39	32	26	47	51	82	111	94	92
甲奴	市外	県外	無回答					
90	10	2	13					

イ 集計（抜粋）結果

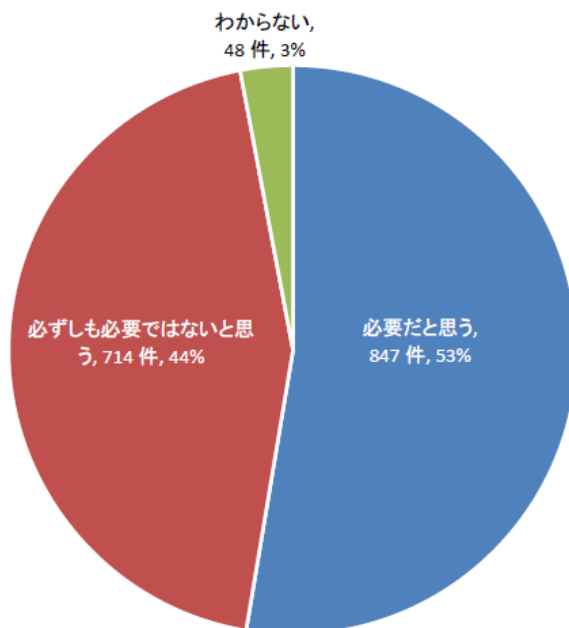
質問(1)：あなたの年齢を教えてください。 【図 1】



市広報添付による世帯単位にアンケート用紙を配布したことで、世帯主を中心とした 50 代以上の方の回答が多かった。

また、10 代も 7 件、20 代も 18 件回答があり、Web 回答採用の効果も見てとれる。

質問(5)：お住いの地域に地元の市議員が必要だと思いますか。 【図 2】

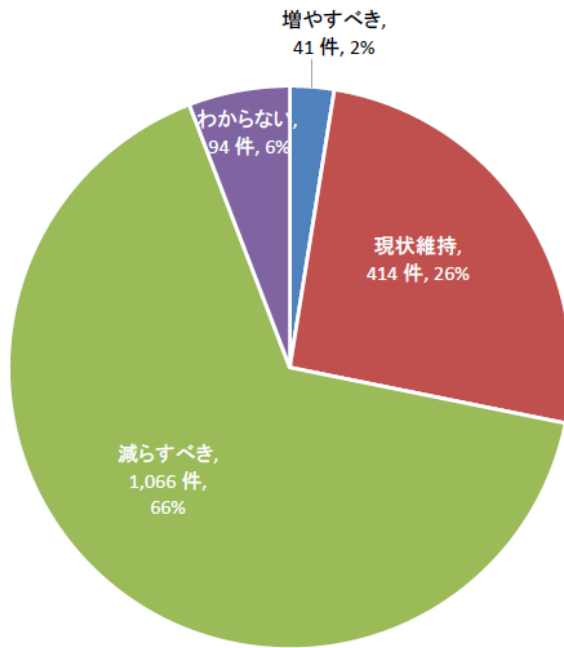


53%の方が地域に議員が「必要だ」と答えてられているが、一方、44%の方が「必ずしも必要ではない」と回答されている。

50 代までは、「必ずしも必要ではない」とする意見が多く、60 代以上の年代では「必要だ」との意見がその割合を逆転している。

合併 17 年を経過していることもあってか、合併当初の地元主義的な考え方から、市民の意識の変化が感じられる。

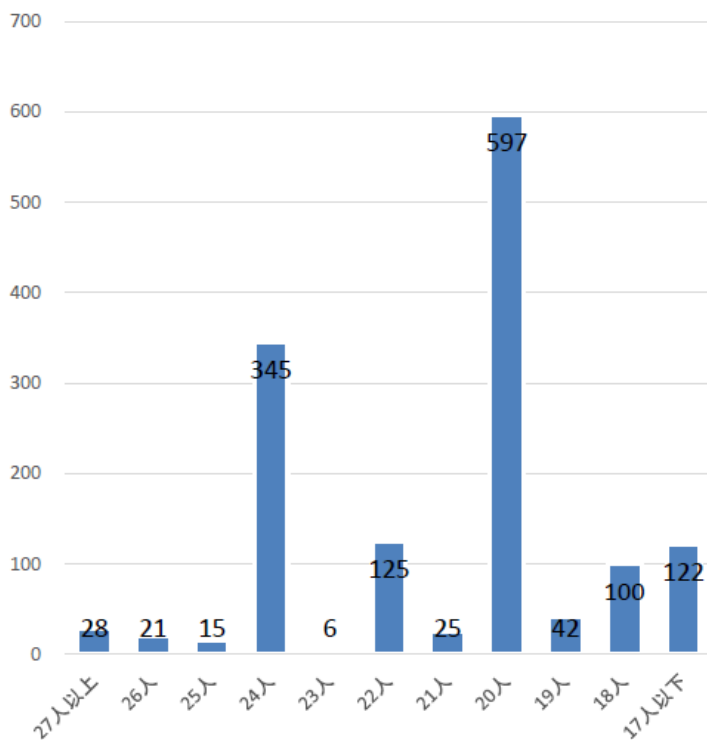
質問(6)：現在、三次市議会議員は定数 24 人です。現在の議員や議員活動の状況から、三次市の議員定数についてどう思いますか。【図 3】



「減らすべきだ」とする意見が 66%と最も多かった。

一方、「現状維持」とする声も 26%あり、多くの市民は議員定数を減ずるべきとしているが、地域の声を吸い上げてくれる身近な議員の存在も求められている。

質問(7)：設問(6)の回答を踏まえて、議員定数は何人が適当だと思いますか。【図 4】

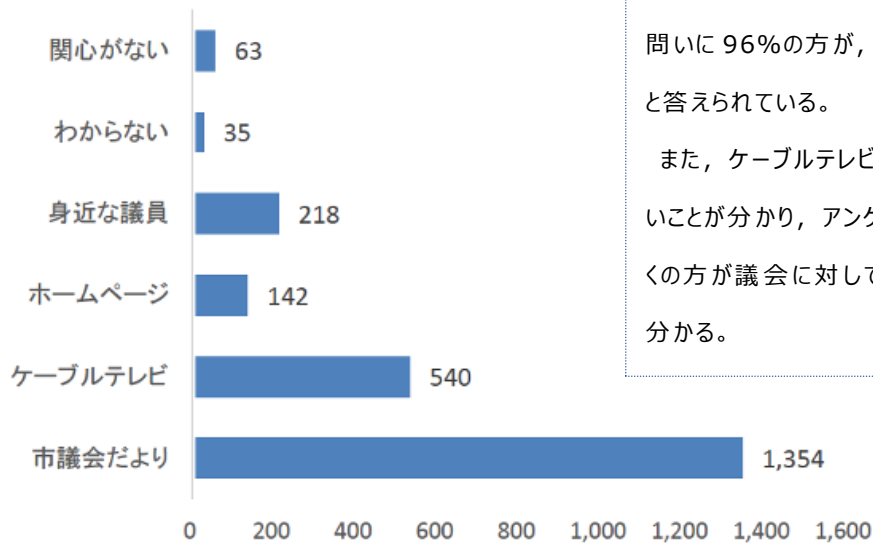


アンケートに類似自治体や近隣自治体の議員数等の判断資料を示していなかったことから、検討する根拠が無いとの指摘もあり、197 通が無記入で提出されている。

具体的な数値を回答されていた中では、「20 人」とする声が最も多く、次に現状維持の「24 人」が続いた。

設問(6)同様に、約 7 割の方が定数減を求められている。

質問(9)：市議会の情報はどうやって知りますか。 ※複数回答あり【図5】



設問(8)の「みよし市議会だよりを読みますか」の問いに96%の方が、「いつも読む」「たまに読む」と答えている。

また、ケーブルテレビ視聴による情報収集も多いことが分かり、アンケートにご回答いただいた多くの方が議会に対して関心を持たれていることが分かる。

・・・・資料集：資料5

アンケートの計画段階では、「興味を持ってくださるだろうか」、「どれぐらいの回答があるのだろうか」と一抹の不安もあったが、結果的には1箇月も満たない実施期間であったにもかかわらず、全体で1,623件もの回答をいただき、大きな反響があったことに驚くとともに感謝している。

結論は、定数について「減らすべき」と答えられた方が約66%で、現状の議員数に対して何らかの理由により疑問を持たれていることが明らかとなった。

また、「減らすべき」とされた内容をみると、4人減の20人と答えられた方が最も多く、次に2減の22人、続いて6減の18人という結果であった。その理由の多くは、「人口減少」、「市財政への影響」、「他の自治体並みの議員数」、「コミュニティ単位にひとりの議員が良い」といった意見であった。さらに、「選挙時以外に議員を見かけることがない」、「議員活動が見えてこない」、「これまでどおりの活動程度であれば、定数を減らしてもかまわない」といった議会・議員活動に対する厳しい意見も寄せられた。

一方、人口が減少する中での議員定数の削減は、「周辺部の声（意見）が届かなくなる」といった不安や、「議員数の偏りによって市政が市街地中心になるのでは」といった不安視する意見もあり、議員数は現状維持を望むとする声は約26%、逆に「増やすべき」とする声も約2%あった。

今回の市民アンケートには、10の設問とともに「議員定数に関する意見や市議会、議員に対するメッセージ」欄を設けていた。寄せられた意見の中には市議会運営、議員活動に対する不満など厳しい指摘が多かったことから、全て原文のまま全議員で共

有し、それぞれの検証や今後の活動の参考とするよう強く求めたところでもある。

なお、市民アンケートに付された個人名や個人が特定できるものなどの意見については、文書の一部体裁を整えたうえで公開することとしている。

8. 議員定数に関する委員の主な意見

令和3年11月10日（水）

委員全員で事前に市民アンケートの調査結果を共有した上で委員会を開催し、寄せられた市民の声や想い、提案に対する感想、また、これまでの会派内での議論、その他さまざまな具体的な根拠を基に委員間で議員定数に関しての自由討議を実施した。

その主な意見は次のとおりであった。

▶ 現状維持とする主な意見

委員間自由討議

- 議員数を減らすこととなれば、どうしても市街地と周辺部における人口の偏り（差）が大きな課題となってくる。周辺部の議員が減れば、それだけ周辺部からの声が届かなくなり、民主主義といったものが損なわれる。
- 地域に議員がいなくなることは、地域住民にとっても悲しいことだし、取り残され感があるのではない。議員が減れば、それだけ市民の意見が吸い上げられないし、通らないことになりかねない。
- 有権者が少なくなる周辺部から議員がいなくなる可能性が高い。
- これだけ市域が広いことから、議員数を減らせば市民の意見が上がってこなくなる。
- 多様な意見を聞ける環境が必要である。
- 財政的に問題があれば、逆に報酬を下げて現在の議員数を確保する考えもある。
- 市民アンケートの結果、「私たちの声が市政に届かなくなる」と言った不安から『現状維持』という意見が345件もあった。

▶ 議員定数は減らすべきとする主な意見

委員間自由討議

- 調査した全国の類似自治体の議員数や様々な研修会に参加する中、また今回の市民アンケートの結果を参考にすると定数減は避けられない。
- 議員定数を減らすと有権者が少ない周辺部から議員が出にくくなり、中心部に偏る弊害というのが予測できる。しかしながら、本市を取り巻く社会情勢や市政の現状を考えると、いつまでも議員定数について現状維持と主張することは難しい。ただ、本市議会は委員会主義であり、市行政の検証などを確実にを行うとするならば、専門性を持たせた現行の3常任委員会設置が必須である。また、それぞれの常任委員会の機能を十分に発揮するためには7人の委員会構成が重要である。以上のことから、大幅な議員定数の削減というのは避けるべきである。
- 定数減でいいが、これまでの研修で「委員会ですべての角度から意見を集めるためには、最低7人

は必要であろう。」と教わった。現在、本市議会の常任委員は8人で構成されており、削減数によれば常任委員会の委員数が6人以下で構成することになるかもしれない。結果、一方的な意見に流れ、民意が反映されない危険性も考えられる。大幅な定数削減は議会・議員活動に支障が出かねない。

■ 合併以降、これだけの人口減少が進展している現状を見れば、議員定数も減らすべきとの地域の声が多くあるのは当然である。ただ、過度に定数を減らして地域の声が議会又は市政へ届かなくなることも大きな問題である。

■ 定数を削減する必要はあるが、大きな意見、小さな意見、様々な意見を吸い上げ、市政に繋げて行くのが我々の大きな役割である。ある程度の人数は確保したほうが良い。

■ 三次市の将来を考える、また他市の状況、さらには市民アンケートの意見を踏まえると議員定数の削減は避けられない。

▶ その他の意見

■ 地域に議員がいないと意見が市政に届かないという行政システムであれば、そのこと自体がおかしい状態であり、本来の姿ではない。本市には住民自治組織といった優れた地域組織があり、ここの行政機関などと繋がっているパイプを活用して市政に地域の声を届ける仕組みを創り上げるべきである。

逆に議員が様々な機関に意見して実現させるといったことが、もしあるとすれば、とんでも無いことである。行政は公平公正の正しい判断のもとで事業執行、予算執行をしていくものであり、議員の存在が地域の優劣につながるという議論自体、好ましくない。

■ 若い人が市議会に出られるようにと議員報酬と絡めた意見もあったが、それと、この定数の問題を一緒に議論すべきでない。

■ 議員の活動が見えないとの多くの声に対しては、もっと常任委員会を活性化し、その役割を示すべきである。

■ 過去の特別委員会の協議の中で、「議員定数を減らすよりも資質を高めることが必要」といった意見があったが、私自身、これまで議員の資質が高まっているように感じていない。そういった現状を見て、やはり、議会も議員も危機感を持たないといけない。自らが研鑽して自分を高めていかなければならない。それが出来ていないから、今回の市民アンケートで示された厳しい評価となっている。



委員会協議 参考画像 2

9. 議員定数に関する会派の考え方

令和3年11月19日（金）

11月10日の委員会開催後に、改めて委員会での委員間自由討議の内容や市民アンケート結果を基に、会派内で議員定数に関する考えをまとめてもらった。その主な内容は次のとおりであった。

▶ 現状維持とする主な意見

委員間自由討議

■ 会派 未来

議員定数については現状維持である。理由はこれまでも論じられてきた地域の声を吸い上げる、幅広い声を聞いていく、大きな声から少数意見までを吸い上げるうえで、それなりの人数は必要であるとの考えから現状維持が良いとの判断である。

会派とすれば、市民アンケートの中にも多く見られるように、財政問題を切り離して論議するのはいかなものかと考える。他市と比べて多いとか少ないという意見はあるが、他市が議員数を減じたのはどうしてか。財政が厳しいということであれば、報酬の問題を切り離して論議はできないだろう。

議長より、議員報酬の見直しについても付託されている。従って、報酬審議会開催に向けて要求をまとめるということだけでなくこの委員会では報酬については、例えば、これから説明する3点について議論したという中身を示すべきではないか。

まず1点目として、財政が厳しいという事に応えるためには、他市と同じように議員数を減らし、報酬も減らして、身を切る覚悟を示すということ。2点目、人材育成のためには議員数を減じた分は報酬を少し上げて、幅広い人材を確保することも必要ではないか。3点目は、議員数を減ずることとどれだけ財政効果が期待できるのかということ。定数を検討するうえでは、これらの視点もあわせて論じる必要があるのではないか。

■ 日本共産党三次市会議員団

現状維持。やはり市民の声をどれだけ聞けるかということが大事なことだ。

これ以上、この広い三次市で減らしていくのはどうなのか。自治組織のパイプを活用して市政に地域の声を届ける仕組みをつくり上げるべきであるという意見も大事なことだが、個人的な問題であった場合、プライバシーの問題が出てくるので、言わない人、伝えられないなどの課題が出てくる。そのような場合、議員が個別に対応することも必要になってくる。地域だけのことじゃないと考えるが、議員の数を減らさず現行の24人が良い。

▶ 議員定数は減らすべきとする主な意見

委員間自由討議

■ ともえ

会派の中には18人という意見もあったが、結果的には、定数を4減の20人でまとまった。市民アンケートの結果を見ると減らすべきだというのが66%なので、減らす方向で考えていかなければならない。ただ、地元で議員が必要とされる意見も53%あった。市民からは、単純に数だけ減らすということではなく、議

員個々の資質を上げて、それぞれの地域のためだけでなく、市域全体を見れる議員、議員活動を望まれていると改めて感じる。現状維持だから、市民の声が広く聞けるという考えは違う。

今回の市民アンケートに 1,600 件を超える回答があったことは、すごいことである。これらの意見については、我々は真摯に受け止め、心に刻むべきだ。厳しい財政のことも含め、また、多くの市民の方が議員定数の削減を望んでおられる限り、削減の方向で協議を進めるべきである。

■ 明日への風

結論としては、22 人で会派はまとまっている。その理由としては、他市と比べて議員数が多いことは、数字でも表されているように明確である。三次市の現状を考えた時、議員数を減らしていく方向には変わりはない。20 人という選択肢が、市民アンケートの結果で一番多かった。かといって、24 人という意見も 2 番目に多かった。

こういった意見や市民アンケートの中身を考えると、仮に 20 人に設定するのであれば、定数は 24 人がいいと回答された市民の方々の意見を見捨てる結果となる。

地域の議員ではあってはいけないという意見もあったが、反対に地域に 1 人は議員が欲しいという意見もたくさん見受けられた。8 つの市町村が一緒になった経緯も踏まえて 19 自治会 + 中心部 a の人数と想定し、議員定数は、22 人が妥当だと考える。

■ 真正会

市民アンケートの結果からも、議員定数を少なくしなさいという意見が多くあったこと。また、類似自治体の議員定数の現状から、はみ出さない方がいいのではないかという意見や極端な減らし方はよくないという意見もあった。会派内で 22 人と 20 人という違う意見はあるが、議員定数を減らすというのは共通している。

市民アンケートのうちの全体の 60% が 20 人以下とされるなど、減らすべきと回答した 1,066 人からすると、約 81% の人が 20 人以下という意見だった。また、地域に議員が必要だという意見もあるが、現在の 19 住民自治組織の中にも議員がいないところもあるので、我々は市全体のことを考える必要がある。

■ 清友会

我々は、22 人にすべきと一貫した考えでいる。理由とすれば、これまで説明してきたとおり、議員定数を減らせば有権者が少ない周辺部から議員が選出されにくくなることは間違いない。市中心部出身の議員が多く、集中するといった弊害が起こる可能性がある。ただ、全国的な社会の変化や三次市の置かれた現状をみると、現状維持を言い続けることも難しい状況下にあることは認識している。

三次市議会は委員会主義としており、本市の財政構造や市政のチェック機能を果たすべく 3 常任委員会が設けられている。その委員会審査などにおける偏った意見を排除する必要もあり、研修の中でも講師の言われていた委員会を中心に議会を運営していくのであれば、最低でも 7 人で構成されるべきである。これまで委員会の活動が市民に見えていない状況は反省しなくてはならないが、今後、委員会を中心に議会を機能していくうえでは、3 常任委員会 × 7 人 + 議長で 22 人と考えている。定数の削減には賛同するが、一度に極端な削減ということは、以上の理由から避けるべきだ。

■ 公明党

議員定数については、前回どおり20人（※前回の意見は22人。後日聞き取りから、20人との発言は間違いで22人であると確認した。）でいい。我々としては、報酬に関すること少し触れておきたい。報酬を上げないと議員のなり手がいないと言うのは考えが違ふ。我々の報酬は三次市内勤労者の平均賃金に比べても高いし、そもそも、市民の意見を聞くことで故郷を良くしたいとの想いで議員になったのだから、そのことを考えると報酬を上げるべきではないし、そのような投資をすべきでない。

なり手不足への対策は、今ある議会の姿や考え方を考えていくべきだ。議会、議員のあり様を考えていくべき中で、報酬を上げる検討をすべきじゃないかと考えている。

これまでは、地域の議員ということで良かったかもしれないが、これからは全体を考えていく議員でないといけない。一部の地域さえ良くなればいいという時代ではない。そういうことを考える議員が出てこないといけない。我田引水の時代は終わった。

10. 委員長中間報告骨子（議員定数）

委員会で確認した協議ルールとスケジュールに沿って、これまでの調査や委員間討議を整理した結果、委員長中間報告の骨子は次のとおりである。

骨子

1. 三次市を取り巻く状況（背景）について

- (1) 我々が暮らす中山間地域は急激な人口減少にあり、また、社会情勢も目まぐるしく変化している。
- (2) 本市の財政は厳しい状況下にある。
- (3) 我々は、多様化する民意の集約が期待されている。

2. これまでに調査・検討としてきた事項について

- (1) これまでの議会改革推進特別委員会の協議結果をベースに協議を進める。
- (2) 全国の類似自治体の議員定数の調査は、重要な参考数値である。
- (3) 市民の意見聴取の手段として実施した市民アンケートの回答については、委員会で参考意見として取り扱う。

3. 委員会内における主な意見について

- (1) 「議員定数は現状を維持するべきである。」（少数意見）
 - ア 広大な市域がある中で、地域の声を吸い上げ、市政に届けるためには多くの窓口があったほうが良い。
 - イ 議員定数を削減すれば有権者の多い、市の中心部に議員が偏ることが危惧される。

(2) 「議員定数を減ずるべきである。」(多数意見)

ア 全国の類似自治体議会が議員数を減じてきている。

イ 市財政の硬直化等の大きな課題がある。

ウ 市民アンケート回答者の多くが「減ずるべき」との意見である。

4. 今後の議論の「方向性」について

(1) 令和4年3月定例会で最終報告を行うために、本市議会の然るべき議員定数と議員報酬に関する委員会の考えを明確にすることをめざす。

5. その他について

(1) 市民アンケートへの協力に感謝を伝える。

(2) 多くの不満や指摘等を真摯に受け止め、三次市議会として引き続き、市民の付託に応えるよう努力を重ねる。

11. 議員報酬調査における委員会の考え方

議長が考えるもう一つの課題は、議員報酬である。

この課題の根拠は前回の議長選挙において、議長が所信表明で掲げた「定数削減によって議員に係る年間人件費を削減することで個々の議員報酬の引上げも検討したい。」、「将来の三次市を担う若くて優秀（意欲的）な人材が市議会に立候補できるように、その構築も考えていかなければならない。」に起因している。

これらの課題提起を受け、設置された本委員会ではあるが、委員会協議から、「報酬額の見直しについては、我々議員協議の範疇ではない。」、「まずは、定数の検討を先行して協議を進めるべき。」、「議員定数と報酬は切り離して議論すべきである。」と意見があり、そうすべきとの整理もしてきた。

本委員会は、令和3年12月定例会までに9回の議論を重ね、議員定数については先の中間報告で示したとおり、一定の方向性が見えてきたところである。

これ以降は、議員報酬について調査研究をはじめめる。議員報酬の検討手法は先進的な議会の取組によって、様々な文献が存在している。

我々は3月定例会に向けて残された時間が少ない状況ではあるが、付託された「議員定数削減に伴う報酬の引上げ」、「優秀（意欲的）な若者の議会への参画に向けての条件整備」について、多角的に調査研究を進めていく。

12. 委員会の開催状況と協議事項（中間報告以降）

令和4年3月定例会 委員長最終報告までの開催状況等

【表8】

開催期日	協議事項
第10回委員会 令和4年1月11日（火）	(1)委員会の今後のスケジュールについて（報告） (2)議員報酬に係る調査事項について (3)議員報酬に対する委員意見について 34～36頁参照
第11回委員会 令和4年1月18日（火）	(1)会派が考える議員報酬について (2)議員定数の報告について（委員会報告書案）
第12回委員会 令和4年1月27日（木）	(1)財政と議員報酬との関連について 39頁参照 (2)議員報酬に対する会派の考え方の整理 44～46頁参照 (3)委員会報告骨子案について
第13回委員会 令和4年2月3日（木）	(1)委員会報告書（報酬）修正案の確認 (2)委員長最終報告案についての協議
第14回委員会 令和4年2月10日（木）	(1)委員長最終報告案（修正）の確認 (2)議長への報告について (3)報告書にもとづく、今後の議会スケジュールについて

13. 現状の議員報酬額

まずは、「議員定数削減に伴う報酬の引上げ」が可能であるか、現状の議員報酬は社会情勢や本市の状況を反映したものであるのか。また、他都市と比べてどうなのかといった点について検証していく。

なお、決算額を令和元年度としたのは、後の調査事項と整合性を図るためである。

令和元年度議員人件費総額（決算） 【表 9】

議員報酬	109,008,900 円	定数 24 人／定員 24 人
議員期末手当	45,352,533 円	同上

三次市議会議員の議員報酬 【表 10】

役職名	月額報酬額	現員数
議長	454,000 円	1 人
副議長	407,000 円	1 人
常任委員会委員長	387,000 円	5 人
常任委員会副委員長	376,000 円	5 人
議会運営委員会委員長	387,000 円	1 人
議会運営委員会副委員長	376,000 円	1 人
議員	371,000 円	10 人

議員報酬月額と市課長（部長）職平均給料の変遷 【表 11】

三次市	平成 7 年	平成 15 年	令和 2 年
議員報酬額	371,000 円		
課長（部長）職の額	52 歳 03 か月	54 歳	55 歳
	434,119 円	445,404 円	427,300 円

※課長（部長）職の額は、条例等及び総務課ヒアリングから試算

試算条件：新卒採用，45 歳係長昇任，50 歳課長昇任，55 歳部長昇任

※平成 16 年以前の組織は、部制を採用していない。

14. 議員報酬額の検証

議員報酬額については、先ほども言及したがこれまで全国の多くの議会で様々な検討が行われている。

その取組の中で、本市議会が平成 28 年に行政視察を行った会津若松市議会が試算される際、用いられた定義に基づいて議員報酬額を検証した。

また、全国町村議会議長会や神奈川県葉山町での取組も一部参考とさせていただいている。

① 収益方式

➔ 市政への貢献度を把握し、それを基に議員報酬を求める方式

② 比較方式

➔ 県内や全国の類似自治体議会との報酬額の単純比較から試算する方式

③ 原価方式

➔ 議員の活動量に基づき議員報酬を試算する方式

(1) 収益方式による検証

収益方式とは、議員の市政への貢献度で報酬額を説明しようとする考え方であるが、これに伴う試算は不可能又は困難と葉山町議会や会津若松市議会でも総括されている。

この定義の根幹となる議員の市政への貢献度を求めようとするならば、議員評価の仕方、その具体的な内容等の検討、各種手続きなどの条件整備の確立が必須となる。

このことは、非常に困難な作業となり、議員報酬額をこの方式によって検証することは不可能であると委員会で結論づけた。

(2) 比較方式による検証

比較方式については、県内における他都市議会との比較、また、議員報酬を検討するうえで、対象とされる全国の類似自治体議会との比較が代表的な事例である。

他都市では、「議会や議員の活動実態を把握していない。」、「類似自治体との関係においては、それぞれの自治体における議会を取り巻く環境も異なることから、議員報酬を比較する諸条件がそろわない。」との理由から、比較方式による試算には限界があるとされている。

しかしながら、議会・議員活動においては政令指定都市等の大都市圏が有する行政機能が異なる自治体との比較は参考にできないとすることには一定の理解をするものの、そもそも類似自治体とは、人口規模や産業構造が同じ条件下で区分され定義されたものであり、逆に自治体環境が異なるとする根拠の説明ができないと考えられる。

平成27年の廿日市市議会の議員定数等調査報告書においても、この類似自治体議会との比較調査から現行報酬額は低位にあると議員報酬額アップの答申がされている。

以上の点から、この定義に沿って、さらに都市規模を近似とするため、同様な市域を有する都市、過疎要件が合致する都市を抜き出し、議員報酬額を比較している。

県内市議会議員報酬一覧

【表 12】

広島県 市名	人口	議員 定数	議員報酬 額(R2.12)	期末 割合	加算 率%	議員 年間報酬額	政務活動 費(年額)	財政力 指数
三次市	50,679	24	371,000	4.45	15	6,350,593	360,000	0.34
広島市※	1,191,680	54	860,000	4.50	20	14,964,000	3,600,000	0.83
福山市※	464,887	38	635,000	4.50	20	11,049,000	1,560,000	0.82
呉市※	215,425	32	550,000	4.45	20	9,537,000	600,000	0.61
東広島市	189,172	30	460,000	4.45	20	7,976,400	300,000	0.83
尾道市	132,726	28	450,000	4.00	20	7,560,000	360,000	0.56
廿日市市	116,925	28	440,000	4.45	20	7,629,600	360,000	0.64
三原市	90,987	26	428,000	4.45	20	7,421,520	300,000	0.56
府中市	37,011	19	400,000	4.45	20	6,936,000	*240,000	0.47
大竹市	26,443	16	370,000	4.40	20	6,393,600	240,000	0.83
竹原市	24,276	14	344,350	4.45	15	5,894,411	240,000	0.61
庄原市	33,702	20	325,000	4.445	15	5,561,319	360,000	0.26
江田島市	22,022	18	325,000	4.45	15	5,563,188	180,000	0.31
安芸高田市	27,728	16	325,000	4.45	20	5,635,500	360,000	0.31
平均(10市)			386,735			6,657,153	294,000	
平均額を本市と比較した結果 →			+15,735			+306,560	▲66,000	

※人口等：各市のホームページ(R3.6 末)を参照

※議員報酬等：全国市議会議長会の令和2年12月末現在の調査による。(府中市の*は改正後)

※財政力指数：総務省令和元年度市町村決算カード

※平均(10市)は、広島市(政令指定都市)及び福山市、呉市(中核市)を除いた額

広島県内における本市の議員報酬月額は10市平均額より、約1万6千円低く、年間報酬額は、期末手当の加算率も影響して、平均額よりも約30万7千円低いことが分かった。

県内の議員報酬額の調査では、人口や財政力指数等、都市規模に比例し、高額になる傾向が見られる。

一方、本市の政務活動費は県内(10市)でも上位に位置し、平均額よりも6万6千円高い。

広島県内の調査で見えてきた「都市規模による議員報酬額の高低差」から、より本市の規模に近い類似自治体との議員報酬額の実態について調査が求められる。

本市の類似自治体での区分は、人口規模と産業構造からⅡ-1に分類されており、全国では同規模な自治体として68都市(本市を除く)が該当している。しかしながら、この区分の人口規模は5万人から10万人未満と定義されており、面積、過疎要件も都

市によって大きな幅がある。

前段でも記述しているが、これらの条件をいかに本市に近づけることにより、可能な限り、同規模都市の実態を把握すべきである。

本市人口は減少を続けており、現在、約5万人に留まってはいるものの、類似自治体の区分でI-1に属する人口4万人以上の都市も同等と位置づけるべきと委員からの意見もあり、本調査では人口に伴う都市条件を独自に4万人以上6万人未満に設定している。

全国の類似自治体の各条件下での議員報酬一覧表

①人口が40,000人以上、60,000人未満（三次市を除く）

【表13】

自治体数	平均議員 定数(人)	月額報酬 平均額	期末割合 平均	平均 加算率	年額報酬 平均額	平均政務 活動費
50市	19.9	345,214	3.46月	18%	5,540,328	177,996
三次市	24	371,000	4.45月	15%	6,350,593	360,000

②面積が400km²以上（〃）

【表14】

自治体数	平均議員 定数(人)	月額報酬 平均額	期末割合 平均	平均 加算率	年額報酬 平均額	平均政務 活動費
34市	22.6	353,821	3.374月	18%	5,654,939	189,647
三次市	24	371,000	4.45月	15%	6,350,593	360,000

③過疎要件が「みなし過疎」または「全部過疎」に該当（〃）

【表15】

自治体数	平均議員 定数(人)	月額報酬 平均額	期末割合 平均	平均 加算率	年額報酬 平均額	平均政務 活動費
29市	21.9	351,372	3.321月	16%	5,565,821	184,621
三次市	24	371,000	4.45月	15%	6,350,593	360,000

④過疎要件が「全部」に該当（〃）

【表16】

自治体数	平均議員 定数(人)	月額報酬 平均額	期末割合 平均	平均 加算率	年額報酬 平均額	平均政務 活動費
21市	22.0	346,324	3.281月	16%	5,462,979	168,095
三次市	24	371,000	4.45月	15%	6,350,593	360,000

⑤すべての条件を満たしている都市の状況

【表 17】

県名	自治体名	議員定数	月額報酬	期末割合	加算率	年額報酬	政務活動費
広島県	三次市	24	371,000	4.45月	15%	6,350,593	360,000
秋田県	能代市	20	354,000	3.10月	20%	5,564,880	120,000
新潟県	十日町市*	24	300,000	3.30月	15%	4,738,500	150,000
	村上市*	22	245,700	3.30月	15%	3,880,832	120,000
	佐渡市*	21	268,200	3.05月	15%	4,159,112	120,000
京都府	京丹後市	20	380,000	3.35月	15%	6,023,950	180,000
宮崎県	日南市	19	327,000	3.35月	15%	5,183,768	150,000
島根県	益田市	22	303,500	2.25月	40%	4,725,495	120,000
岡山県	真庭市	24	350,000	3.30月	15%	5,528,250	360,000
山口県	萩市	20	320,000	2.80月	20%	4,915,200	120,000
愛媛県	大洲市	21	344,000	3.35月	15%	5,453,260	0
平均（本市を除く10市）		21.3	319,240	3.145月	19%	5,017,325	144,000
新潟県3都市を除いた平均		20.9	339,786	3.07月	20%	5,342,114	150,000

※【表 13】から【表 16】及び【表 17】の議員報酬，期末割合等

: 全国市議会議長会調査（令和2年12月末現在の調査）

※人口，政務活動費：各市のホームページ（R3.6末）及び例規集から調査

これまでは，議員報酬を把握するために月額報酬にあわせ，期末手当（月額報酬×期末割合〇.〇〇×（加算率△%×100））も含めた，議員（正副議長，各正副委員長を除く）の年間報酬額も調査してきた。また，議員活動の一助となっている政務活動費の支給状況もあわせて調査している。

広島県内における調査では，人口が10万人を超える都市，また10万人に近い都市の4都市と比べると年間報酬額に約130万円の差がある。これは，これまでの調査で分かった議員報酬額は人口等の都市規模に比例し，高額となる方程式に当てはまる。

また，市域面積も一定程度起因していると思われるが都市の財政力指数がかなり影響していると分析している。

県内のその他の6都市とは，議員報酬が都市規模に比べて高位にある府中市との差が見られるものの，この範囲の都市の中では本市の現行の議員報酬額は高位にある。

次に，全国の類似自治体と比較した結果では，それぞれの条件下での類似自治体議会の平均年間報酬額が約560万円なのに対し，本市は約630万円である。それぞれの個別条件調査でも①の人口規模では，本市より年間報酬額が高い都市は50都市中，3都市であり，②の面積区分でも34都市中，6都市が高額で，いずれも人口は約7万人

に近い都市である。④の全部過疎である 21 都市の中でも本市を超える都市は 2 都市しかなく、政務活動費を含めると本市より年間報酬額が高い都市は 1 市のみである。

①から④の条件のすべてを満たす⑤の 10 都市の中では、本市の年間報酬額が一番高位にある。新潟県の 3 つの都市の年間報酬額は、他の都市と比較して一段と低いことから、この 3 市を除いた数値も示している。

この比較方式による検証においては、本市の年間報酬額は他都市と比べても低額な状況にはないことが分かる。

ただ、広島県内での比較を見れば平均額よりも約 30 万円低い状況であった。

(3) 原価方式による検証

最後に原価方式による検証を行う。この考え方は、昭和 53 年に全国町村議会議長会が「議員報酬のあり方」で示された、同じ公選職である首長の給料を基にした上で、議員の実働日数（議員の活動量）と比較して求めたものである。

我々が、本市の議員報酬額を検証する上で、下記の公式で必須となる議員の活動換算日数については、本来、本市の議員の活動実態から求めるべきである。

しかしながら、令和 4 年 3 月定例会に向けて、時間的な制限のある中で、それは叶わない。

よって、先進事例である会津若松市議会の議員の実態調査で求められた数値を参考にさせていただいた。

〔公式〕

議員報酬月額 = ア:市長給料月額 × (イ:議員の活動換算日数 / ウ:市長職務遂行日数)

ア: 三次市長の給料月額 900,000 円

イ: 議員の活動換算日数 (仮定) 169 日 (会津若松市議会積算数値)

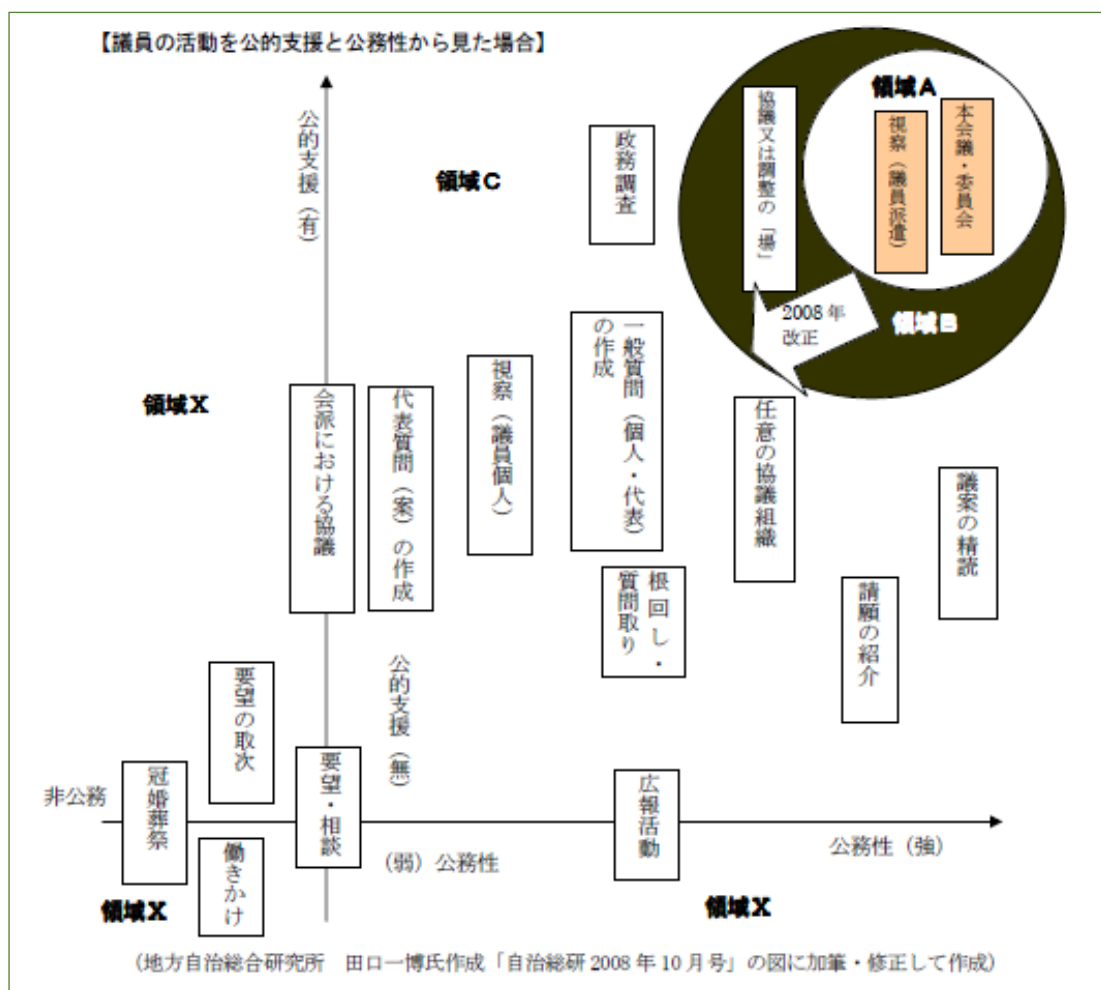
※上記市議会の積算方法は次ページ以降

議員活動換算日は、会津若松市議会が試算された年間 169 日（8 時間／日）を参考数値として採用した。

この数値については、本来、本市議会の議員活動換算日を当てはめるべきでだが、これに係る調査は、ある程度の期間にわたり議員活動を把握する必要がある。

しかしながら、本委員会が調査を終えようと設定している 3 月定例会までには、残された時間はこの時点では無かった。この試算に用いた議員活動換算日は、あくまでも参考数値である。

（出典元：会津若松市議会「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」から）



会津若松市議会が議員活動日数 169 日と試算した「議会活動」の定義・範囲のリスト（現状）は、上記の分類表に基づき積算されている。

◆A「会議・委員会」(地方自治法第96条～第102条の2)

- ① 本会議 ★全議員
- ② 常任委員会(4委員会)★全議員
- ③ 特別委員会(決算)
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣(福島県市議会議長会研修会等)★全議員

◆B「協議又は調整の『場』」

(地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含め得る「場」)

- ⑥ 議員全員協議会★全議員
- ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例「会津若松市議会会議規則に規定」
- ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例 平成20年9月定例会一部改正
- ⑨ 常任委員会協議会(4委員会)★全議員
- ⑩ 政策討論会(4分科会)★全議員 ※議会基本条例
- ⑪ 政策討論会(全体会)★全議員 ※議会基本条例
- ⑫ 政策討論会(議会制度検討委員会) ※議会基本条例
- ⑬ 市民との意見交換会(地区別)★全議員 ※議会基本条例
- ⑭ 市民との意見交換会(分野別)★全議員 ※議会基本条例
- ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会

- 領域Aのうち本会議に係る審議及び「団体意志等の確定」(議決)
- 領域Aの本会議における「監視」等(一般質問, 調査権, 検査権等)
- 領域Aの本会議等における「評価」(一般質問, 決算審査等)
- 領域Aにおける政策形成のための企画・立案(政策条例等の企画・立案)
- 領域Bのうち「議案審議」や「政策形成」に必要な協議・調整の場(政策討論会等)
- 領域Aの議会運営委員会及び領域Bのうち「議会運営」に必要な会議や調整の場
- 領域Bのうち「市民との意見交換会」
- 領域Aや領域Bに付随する議案調査, 情報収集, 調査研究等(領域C)
- 団体意志の決定, 監視, 政策形成等を行うために必要となる市民相談, 意見交換(領域X)
- 市が主催する記念式典その他の公的行事に出席すること。(領域X)

(いずれの場合も明白に政党活動・政治活動であると判断される場合は, 議員活動とはいえない)。

ウ：市長の職務遂行日数 315日

現市長の任期が始まった平成30年5月から平成31年3月末までの休日(42日)と, 翌年の4月分の休日(8日)を合算した数値を1年(365日)から, 引いて職務遂行日数を積算した。

$$\triangleright 365日 - (42 + 8日) = 315日$$

三次市長の年間公務は, スケジュール管理表から概ね年間315日と積算できた。

一方, 本市の議員活動(仮定)は, 会津若松市議会の積算数値である年間169日を議員活動換算日とし, それらを公式に当てはめた結果, 次のとおり議員活動は市長公

務の約 53.6%である。

$$\underline{482,400 \text{ 円} = 900,000 \times 53.6\%}$$

この方式で求められた議員報酬月額試算額は 482,400 円となり、現行報酬月額よりも約 11 万円高額であった。

ただ、ここでの議員換算活動日数、特に領域 X とされている個々の議員活動「市民相談」や「意見交換」は、議員それぞれ違う活動実態がある。

先進地市議会でも同様に整理されているが、本市議会議員もこの結果が全て該当するとは限らない。

あくまでも、議員報酬額の検証を行う上で試算した結果であり、求められた試算額が、直接、現行の議員報酬額との差を検証する正しい数値であるかどうかは、全く不明である。

次に、委員から提案のあった全国町村議会議長会が「議員報酬のあり方」で試算された内容に関連して、首長の月額の給料に対して、議員報酬月額がどのくらいの割合であるか、県内と全国類似自治体（人口要件：4 万人以上 6 万人未満）の状況を調査してみた。

〔公式〕

$$\text{議員報酬月額} = \text{三次市長給料月額} \times \text{平均値} (13 \text{ 市議員月額報酬} / 13 \text{ 市長月額給料})$$

$$\underline{425,700 \text{ 円} = 900,000 \times (47.3\%)}$$

県内都市の首長月額給料に対する議員報酬月額の割合

【表 18】

市名	人口	首長 月額給与	議員 定数	議員 1 人当 たりの人口	議員 月額報酬	比較	財政力 指数
三次市	50,679	900,000	24	2,112	371,000	41.2%	0.34
広島市	1,191,680	1,310,000	54	22,068	860,000	65.6%	0.83
福山市	464,887	1,120,000	38	12,234	635,000	56.7%	0.82
呉市	215,425	1,034,000	32	6,732	550,000	53.2%	0.61
東広島市	189,172	970,000	30	6,306	460,000	47.4%	0.83
尾道市	132,726	940,000	28	4,916	450,000	47.9%	0.56
廿日市市	116,925	940,000	28	4,331	440,000	46.8%	0.64
三原市	90,987	934,000	26	3,639	428,000	45.8%	0.56

府中市	37,011	860,000	19	1,948	400,000	46.5%	0.47
大竹市	26,443	860,000	16	1,653	370,000	43.0%	0.83
竹原市	24,276	815,000	14	1,734	344,350	42.3%	0.61
庄原市	33,702	860,000	20	1,685	325,000	37.8%	0.26
江田島市	22,022	738,000	18	1,223	325,000	44.0%	0.31
安芸高田市	27,728	860,000	16	1,733	325,000	37.8%	0.31

本市を除いた 13 市の平均値 → 47.3%

広島市（政令指定都市）、福山市、呉市（中核市）及び本市を除いた平均値 → 43.9%

※人口等：各市のホームページ(R3.6 末)を参照

【表 18】によれば、本市を除く県内 13 市の割合の平均値は 47.3%である。本市はこの平均割合に対して▲6.1%となり、この平均値で本市の市長月額給料をもとに試算すると議員報酬月額は 425,700 円となった。

また、広島市（政令指定都市）及び福山市、呉市（中核市）を除いた 10 市の平均値では 43.9%で議員報酬月額は 395,100 円との試算結果となった。

全国類似自治体（人口要件）の首長月額給料に対する議員報酬月額の割合 【表 19】

市名	人口	首長 月額給与	議員 定数	議員1人当 たりの人口	議員 月額報酬	比較	財政力 指数
三次市	50,679	900,000	24	2,112	371,000	41.2%	0.34
全国類似団体 50 市平均	48,751	843,600	20	2,437	345,214	38.4%	0.46

一方、比較方式で参考とした全国類似 50 自治体（人口要件）の調査では、平均値よりも逆に本市の割合が 2.8%高く、試算すると議員報酬月額は 345,600 円であり、現行額が 25,200 円高い結果となっている。

これまで、過去に取り組みられた先進事例を参考に可能な限り本市に近い条件から、各都市との比較による調査を行ってきた。

1 つ目は、広島県内や全国の類似団自治体等の議員報酬額を対象に比較した検証である。

この検証結果は、広島市（政令指定都市）及び福山市、呉市（中核市）の 3 つの都市を除いて試算しているが、本市の議員報酬月額は平均額よりも 15,735 円低く、年額に換算すると、306,560 円低いことが分かった。

2つ目は、全国町村議会議長会が行われた首長月額給料を基に、議員の実際の活動日数（活動量）の割合によって、議員月額報酬を求めるといった検証である。議員活動日数を実際に本市で調査できなかったことから、先進事例として会津若松市議会が積算された169日／年を用いたことに起因して、議員報酬月額が482,400円の高額な試算となり、現行の議員報酬月額と比べて約11万円も高い調査結果となった。

この検証にあわせ、会派から提案があった他都市の首長月額給料に対する議員報酬月額の割合の平均から、本市の議員報酬月額を求める試算も行った。

この結果からは、全国類似自治体では首長給料に対する議員報酬額は、平均して38.4%であり、本市よりも低い。一方、広島県内の都市との比較では、本市の割合は他都市よりも落ち込んでいることが分かる。

ただ、江田島市と安芸高田市の数値を見ても分かるように、議員報酬月額が同額でも首長給料額によって数値に大きな差が出ている。首長給料から議員報酬の割合を求めようとするのは、それぞれの都市環境が影響することから、一律の整理にはならない可能性もある。

これらの調査は、あくまでも、各自治体の財政力等の都市規模が違っていることなど、決して、比較対象が等しくない状況にあると考えている。

また、原価方式に用いた根拠数値においても、他都市の事例を用いたことで本市の活動実態を反映したものではない。例え、本市の実態を用いた場合でも、議員それぞれの市民相談や意見交換など、地域での議員活動量は違うと想定されるし、その結果、議員報酬額の試算には大きな影響が出てしまう。

つまり、これまでの検証は本市と何らかの関係を有する都市との報酬の違いを確認するためのものであり、試算上、示した数値はあくまでも想定域を越えるものではなく、明確な数値を求めることには限界があるものと思われる。

15. 議員報酬に対する委員の意見

令和4年1月11日（火）

これまで検証してきた試算額や委員の考える議員報酬の見直しなどをもとに、委員間で自由討議を実施した。その主な意見は次のとおりである。

▶ 現行報酬額が低いとする主な意見

委員間自由討議

- 議員の年金も現在は無いし、退職金制度もないことを考えれば、現行の報酬額は決して高いものではない。
- 議員は選挙によって市民から信任を受けている。同じく市民の信任を受けている市長の給料と比較した原価方式による調査額が妥当なものではないか。

■ 長い間、報酬審議会にて議員報酬についての議論されていない。この間、好景気な時代もあったことなどを考慮すると報酬アップもあっていいのではないか。

■ 報酬額を上げることで多くの若者や女性、意欲的な人材が議員をめざすといった効果を期待する。

■ 現行の報酬額では、会社を辞めて将来の保障も投げうって議員をめざしたいとの思いに至るか疑問である。

■ 現状は報酬を上げるタイミングでは無いと思うが、議員のなり手不足問題や人口減少下において多様な人材の確保をめざすのであれば、将来的にインセンティブを付けていくことは、あるべき姿なのではないか。

■ 報酬額を上げるタイミングは、今回のような議員定数を見直す時期しかない。

▶ 現行の報酬額は妥当だとする主な意見

委員間自由討議

■ 現在のコロナ禍における民間企業の苦悩を考えると、議員報酬を上げるべき時期ではない。

■ これまでの人事院勧告から試算してみると、市職員給料は下がっている。このことも踏まえると現状維持が良い。

■ 近隣自治体や類似自治体議会の報酬額と照らし合わせると下げることも検討する必要があるかもしれないが、現在の生活環境に影響が出ることも想定される。報酬額は現状維持でお願いしたい。

■ 調査した類似自治体議会との比較方式や、ここ最近の市職員の給料の推移を考えると、現状では報酬を上げる選択肢はない。

▶ その他の意見

委員間自由討議

■ 議員報酬の上げ下げの判断は、我々議員にはない。

■ この調査については、他市の議員活動等の事例を基に試算しているが、本来は三次市議会議員の活動実態の調査を行うなど、三次モデルとして調査し、報告すべきである。

■ 今回の議員報酬に関する調査には時間的にも限界がある。委員会で確認したように議員定数と報酬額の検証は分けて報告する方法もある。今回は議員定数を主眼として整理し、議員報酬については今後も協議を継続するべきではないか。

■ 議員報酬額については、自治体の財政力が大きな要因となっている。

■ 委員長中間報告で「財政が厳しい、財政が硬直化している」と表現されたことに違和感がある。なぜならば、この委員会では財政についてしっかりと協議をしてこなかった。また、議員定数と報酬はセットで検討する必要があると思っている。なぜかというとその裏側には財政論があると思っているからである。そこをどのように整理していくのか気がかりである。

■ 議員報酬を上げれば、多様な人材が集まるとの意見があったが、それは違う。我々は三次市民のために何かしたいと決意し、議員になったのではないのか。

■ 今回実施した市民アンケートにも議員報酬は高いとの意見があった。議員報酬を論じるうえで、我々の活動を明確にすることが重要である。

■あまりにも長期間、報酬審議会が開かれていない。議長もこの報酬審議会を開催し、議員報酬について検討をして欲しいと願うものであったと理解している。社会情勢が大きく変化する局面では、報酬審議会を開催していただきたい。

16. 財政状況の分析と議員報酬との関連について

委員会内で意見のあった議員定数・議員報酬と本市財政との関連性について、できる範囲で調査する。

あくまでも、市財政の現状や行財政改革の視点だけをもって議員定数の見直し、定数削減に伴う全体報酬額の縮減を議論しているものではないことを、まずは全体で確認しておきたい。

市の財政状況に関しては、議会として、これまでも本会議や委員会での議案審査や主要政策の説明、様々な機会を通じて議論している。普通交付税の優遇措置の終了、社会保障関係経費や公共施設の維持管理費の増大、度重なる自然災害に対応するための基金の取崩など、決して、楽観視できる状況にないことは、我々も共通の認識である。

しかし、いつの時代や状況・状態においても、市民の福祉向上のために求められているもの、市政を運営するうえで必ず確保すべきもの、民主主義を保障していくことなど、市民生活を守るためには限りある財源の中でも、我々は大きな声で訴えていく姿勢である。

最初に、財政に占める議員報酬や期末手当などを含む議会費の割合について、近隣都市、また、類似自治体の議会の中で同じ議員定数が24人である県外3都市と比較してみた。

本市の状況は、令和元年度普通会計決算によると三次市歳出合計額の0.71%に当たり、北部3市とも同様な数値であった。府中市については、報酬が本市よりも高額であることが影響してか、1.08%となっている。

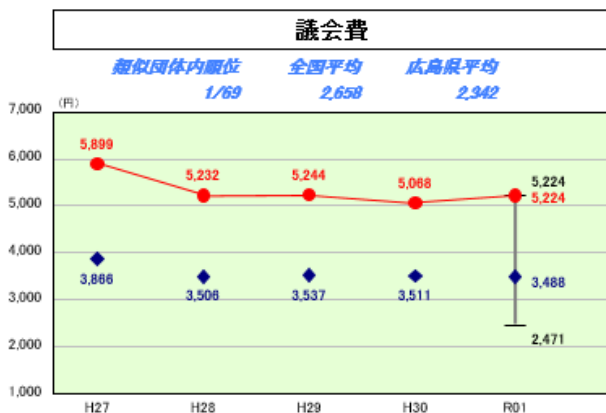
また、類似自治体区分では、この調査段階で議員定数が26人であった岡山県真庭市の構成比率が幾分高いが、他の2都市はいずれも0.5%台であった。

市名	議会費（千円）/歳出総額 = 構成比率	議員数	経常収支比率	財政力指数
三次市	271,009 / 38,344,434 = 0.71%	24 人	97.5%	0.34
庄原市	204,562 / 30,638,845 = 0.67%	20 人	97.8%	0.26
府中市	222,034 / 20,531,600 = 1.08%	20 人	97.7%	0.47
安芸高田市	178,948 / 22,269,918 = 0.80%	18 人	98.2%	0.31
十日町市	201,228 / 35,465,100 = 0.57%	24 人	98.0%	0.34
真庭市	229,519 / 30,910,038 = 0.74%	26 人	90.4%	0.29
宮古島市	229,796 / 44,297,536 = 0.52%	24 人	85.4%	0.34

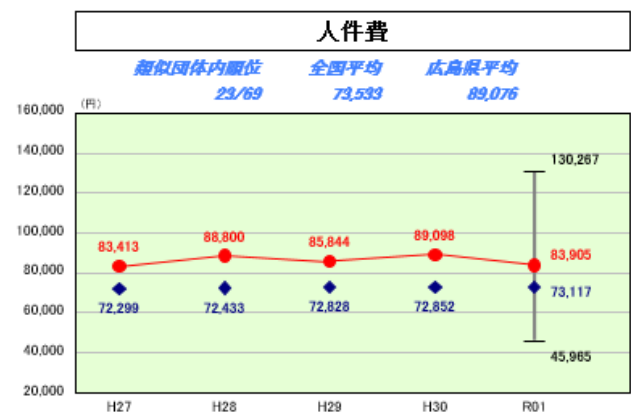
※議員数・経常収支比率・財政力指数:令和元年度市町村決算カード(総務省)

次に、令和2年度決算における議会費と主に職員給与からなる人件費が、市民一人当たりに対するコストは幾らなのかを全国の類似自治体(人口5万人以上10万人未満等)を対象に調査した。

この資料は、令和元年度決算をもとに作成された本市の財政状況資料集から引用している。(三次市ホームページ掲載)



【図 6】



【図 7】

【図 6】で分かるように、議会費は本市を含む全国の類似 69 自治体中、最も高く、類似自治体の市民一人当たり平均額 3,488 円（最低額は 2,471 円）よりも 1,736 円も高い、5,224 円である。

一方、人件費は【図 7】のとおり、類似自治体の平均額よりも若干高いところに位置している状況である。

この現状について、財政上の分析は、「議会費は、議員数や議員報酬額が多いことが類似団体内平均値と比較し大きく上回っている要因と考えられる。一方、人件費については、市の面積が広大で人口密度も小さく、支所及び直営の保育所を多く配置していることから類似団体と比較し職員数が多いものの、経常収支比率に占める人件費比

率は類似団体内平均値を 5.2 ポイント下回っており、上位に位置している。これは、これまで定員適正化計画に沿った職員数の抑制を図った結果である。(原文のまま)」とされている。

また、「三次市長期財政運営計画」で本市が自由に使える、投資できる財源、財政のゆとりを示す経常収支比率の状況も全員協議会に示されている。

本市の財政を支えてきた普通交付税は、令和元年度に市町村合併による優遇措置が終了し、令和2年度の交付税を含む一般財源は平成26年度と比較して約30億円減少した。この減少に対して歳出の抑制が追い付いていないため、近年は、予算編成はもとより決算においても、過去の貯金である基金に頼らざるをえない状況となっている。

財政運営の基本は、その年度の収入の範囲内で予算を組むことにあり、基金の取崩を前提とする財政運営や予算編成では、将来的な財政破たんの可能性を否定できない。

(三次市長期財政運営計画より抜粋)

また、財政を危ぶむ意見として三次市監査委員による『令和元年度三次市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について』がある。

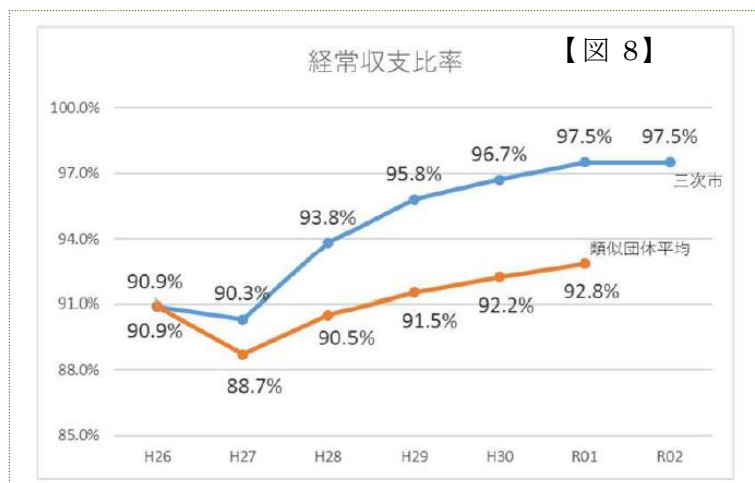
内容は、「令和元年度三次市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況を主な財政指標でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は0.337、財政構造の弾力性を判断するための指標となる経常収支比率は97.5%となっている。

また、財政健全化法に示されている健全化判断比率のうち、実質公債費比率は7.0%で、前年度と同率である。地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率は52.8%で、前年度に比べ0.9 ポイント上昇しており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。

これらの指標はいずれも基準とされる数値内にあるものの、財源である市税や交付税の大きな伸びを期待できない現状においては、今後も徹底した節減、合理化に努め、財政規律が確保された健全な財政運営に努められたい。」と結ばれている。

議員報酬を議論する上で財政状況を外しての行うべきではな

いとの指摘を踏まえ、令和4年1月27日(木)に開催した第12回委員会において、調査した数値などをもとに次のとおり、委員間での討議を行った。



-
- ▶ 財政が厳しい状況下にあることは認識しているが、議員報酬に関しては我々が市民サービスを拡充し、充実させるといった議員活動をしているか、その価値をどのように判断していただくかがポイントである。自分たちの活動を積み上げて、市民に説明する必要があると考えている。議員報酬を上げた分、議会・議員活動を通じて市民に還元していくという方向で考えるべきだ。

試算額にある幾らかの議員報酬アップは決して高くないし、財政的にも負担は低い。その引上げ分は、議員活動を通じて評価していただけるように努力を続ける。

-
- ▶ 本市の財政は、経常収支比率や健全化判断比率を見る限り、今問題になっている訳ではない。その部分だけを切り取って判断することに疑問がある。

我々は、議会の存在価値を高めていかななくてはならない。議員定数を削減するから、議員報酬を上げて欲しいとする意見は、一時的には市民の皆さんもご理解いただけと思うが、市民の議会に対する想いに応えたカタチではない。議員活動を背景に、この報酬を認めて欲しいといった理論にしないと納得してもらえないし、理解してもらえない。

-
- ▶ このような財政状況の中であっても議員報酬は上げるべきである。議会に財政を正しくチェックできる、財政健全化のための監視能力など、議員の資質を持ち合わせた人材の参画を求めようとするのであれば、経済的な裏付けが必要である。ただし、現行額では活動が十分に行えないとする明確な根拠を示めないと市民の理解は得られない。

-
- ▶ 議員報酬と財政を結び付けることは出来ない。

現状は、政務活動費を超えた費用をかなり負担している状況もあり、教育費など将来のことを考えると、現行額では厳しい。

-
- ▶ 歳出総額に係る議会費の構成だが、その年ごとに変化するものである。近年は大規模災害や感染症対策に多額な予算が必要となっている。財政と議員報酬を含む議会費を関連付けることが正しいことなのか。そもそも、この社会情勢のもとで報酬について議論すること自体に疑問がある。

-
- ▶ 本市の財政は、既に危機的な状況にあると認識している。これから、特別会計への繰り出しなども絶対に増えてくる。地方交付税は減額となり、上下水道の負担金は増額するなど、今後、更に厳しい財政状況となる。予算増につながる報酬額アップは行うべきではないが、将来に向けて報酬の増額は必要との認識であることから、議会に係る予算内で納まるよう、それに見合った議員定数減を実行すべきである。

以上のとおり、本市財政は既に危機的な状況にあり、単に議員報酬額を増やすことで議会費を膨らますことは避けるべきとする意見があった一方、現状の財政数値だけをもって財政状況が厳しいと判断できないとする意見と財政状況は厳しいと認識しつつも、議員報酬をそのことに照らし合わせて議論すべきでは無いとする意見がある。

17. 多様な人材の議会への参画に向けて

続いて、「優秀（意欲的）な若者の議会への参画について」を考えてみる。

既に報酬の検証については、前項で調査していることから、ここでは報酬以外に焦点をあて、その歴史を探ってみる。

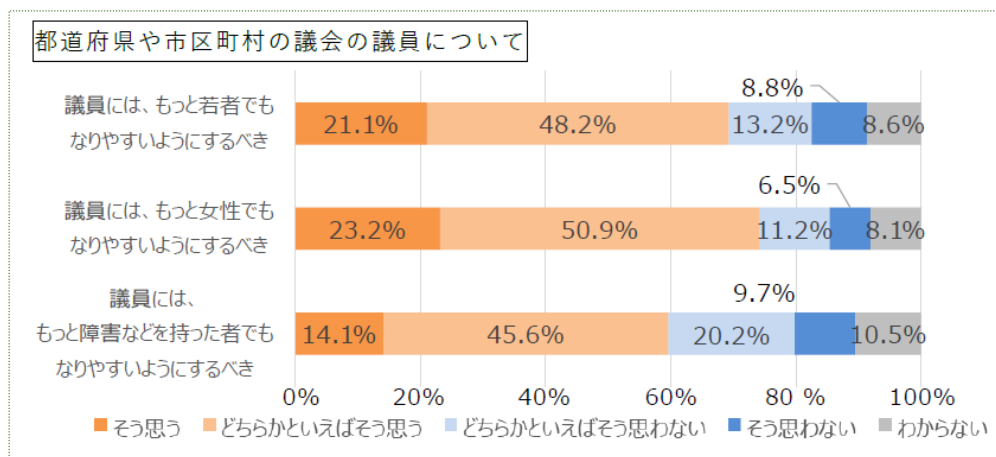
近年、全国の町村議会や小規模市議会を中心に無投票が続いていることは多くの報道で知るところである。

先日、大竹市議会ですべて無投票となったことを受け、議会改革特別委員会で議員定数についての議論が始まったとの報道があった。

全国市議会議長会も令和3年7月にまとめた要望書の中で、「小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情がある。さらに、議会の役割が高まるに伴い、議員活動が年々増大し、その内容も高度化・専門家し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。」と論じている。

こういった背景のもと、あらゆる議会改革を進めることで、若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画促進を促し、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

国民の地方議会・議員に関する意識調査（全国市議会議長会）【図9】



※調査：令和3年11月30日～12月2日（インターネット調査） サンプル数3,227人

※年齢、性別のほか、市の規模や町村などを考慮し、調査対象を40に分類し、それぞれの人口割合を反映されている。

(1) 多様な人材が政治へ関心を持つこと

議員報酬は文献によると、戦前、自治体議員は名誉職とされ、無報酬であった。

近代では国の見解によると、一般職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活

給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価であるとしている。さらに国の関係機関は、自治体議員は生計を維持すべき本業は別に持つことが許されており、また、それが原則であるとも論じている。

[自治体議員報酬の史的展開：堀内 匠（自治総研間 456 号）から]

しかしながら、議員とはいえ、現状は専門としての活動となっている。

議員報酬は、常勤職同様、生活的な要素が大きなウェイトを占めているのが実態であるし、多様な人材を呼び込むためにも、安心、かつ安定的に生活を送れるように社会情勢に沿った報酬の底上げと同時に地方議員年金に代わる厚生年金制度への加入の実現、育児手当の創設など各種手当の復活と充実を図る必要がある。特に厚生年金加入が実現できれば、民間サラリーマン等が政治に関心を持つ意味で大変意義あるものと考えている。

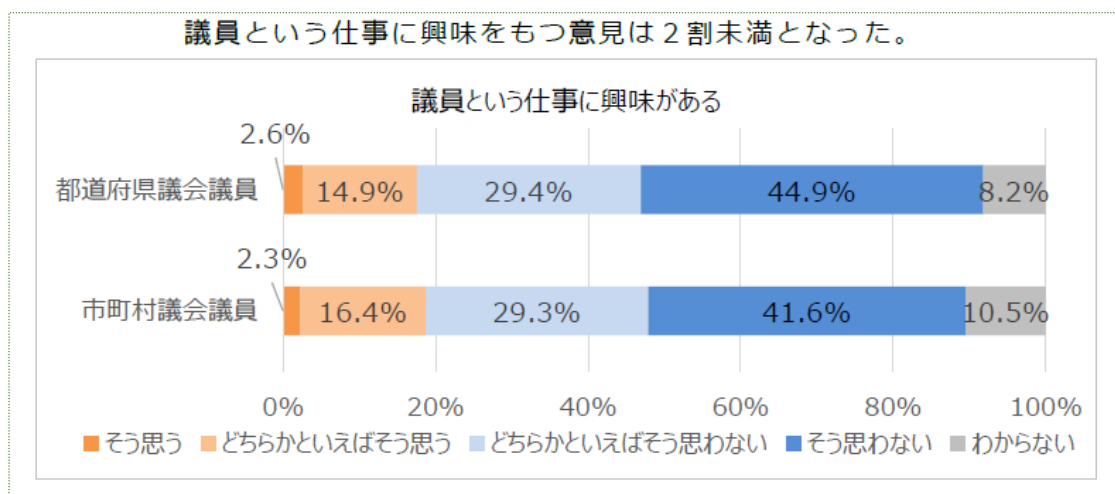
地方議会議員年金制度の経過

【表 23】

昭和 37 年	地方議会議員年金制度創設	地方公務員等共済組合法制定
昭和 40 年	退職一時金・遺族一時金の制度化	地方公務員等共済組合法一部改正
平成 14 年	給付と制度を見直す制度改正 (議員年金財政の安定化)	(理由) 議員数の減少と年金受給期間の延伸
平成 18 年	給付と負担を見直す制度改正 (議員共済会の深刻な収支状況)	(理由) 市町村合併の進展に伴う議員数の急減による受給者の急増
平成 23 年	議員年金制度の廃止	経過措置あり

国民の地方議会・議員に関する意識調査（全国市議会議長会）

【図 10】



※：【図9】と同様

(2) 各種手当の復活と充実に向けて

年金や育児手当など、各種手当については法整備等を伴う国家レベルの問題である。

我々が現時点で言えることは、これからも全国市議会議長会を含む議会三団体の「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す」とした決議に賛同し、活動していくことである。

(3) これまでの本市議会議員選挙の結果

議員のなり手不足が危惧されている中、本市議会議員選挙については、合併以降、無投票であったのは、平成 16 年の旧三次市選挙区のみであり、その後、いずれも選挙が行われている。市民の市政や議会に対する関心度の高さがあるからと前向きに捉えている。

その表れの一因として、令和 2 年の市議会議員一般選挙では多くの 40 代が市民の付託を受け、市議会に参画した。このことで議員 24 人の平均年齢は選挙前の 62.8 歳から 57.9 歳（R2.4 末）となった。

三次市議会議員選挙の議員定数と立候補者の変遷

【表 24】

平成 16 年	平成 20 年	平成 24 年	平成 28 年	平成 31 年	令和 2 年
定数 38 人	26 人	26 人	24 人	3 人	24 人
立候補者数 52 人	33 人	28 人	27 人	5 人	26 人

※ 市町村合併に伴う定数特例を設け、あわせて選挙区を定めた。結果、旧三次選挙区において定数 20 人が無投票となり、その他の選挙区はいずれも選挙が行われている。

※ 平成 31 年は補欠選挙の数値となる。

18. 議員報酬決定の手続きとこれまでの経過

これまで、議員報酬について様々な調査を行ってきたが、最終的に議員報酬は、自治体に義務付けられている市民等の第三者から構成する報酬審議会の意見を聞き、この答申によって条例改正等の手続きが行われることになる。

これは、本市でいう三次市議員報酬及び特別職給料審議会「以下、（報酬審議会）」という。」である。

この報酬審議会の設置は、日本が高度経済成長期のさなか国会議員の大幅な給与の引上げが行われたことに呼応して、地方議会が議員報酬を「お手盛り」的に引上げようとする動きに対し、国が自粛を促したことに起因している。

議員報酬は、議員自らが条例の議決をとおして自己の報酬を決定することができる点において特異性を持っていることから、適正な額の決定が重要となる。いわば、市民や世論の批判を受けることがない適正な額の決定が必要であり、市民の意向（世論や批判）を公正に反映した答申が求められることになる。

三次市の特別職の給料及び議員の報酬は、これまで、この報酬審議会でのどのように答申されてきたか振り返ってみた。

平成 7 年 12 月議案第 75 号

▶ 平成 7 年 12 月 19 日 原案可決（翌年 4 月施行）

三次市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を可決

議員報酬 月額 360,000 円 → 371,000 円（現行額）

（あわせて、議長・副議長及び常任委員会正副委員長の報酬も改正された。）

（参考：同年に三次市特別職等の給与も改正されている。）

市長	月額	860,000 円	→	<u>900,000 円</u>
助役		700,000 円	→	<u>730,000 円</u>
収入役		620,000 円	→	<u>640,000 円</u>

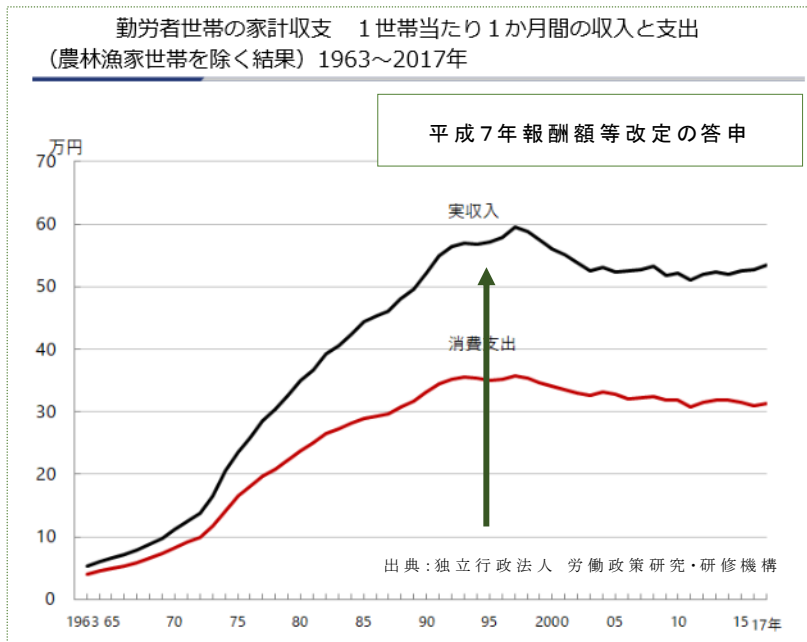
報酬審議会の開催状況と議員報酬等に係る答申

【表 25】

	答申	理由等	備考
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬額 【据え置き】 ■ 政務調査費 【新設 30,000 円/年】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会情勢は依然として厳しく、景気の低迷が続いており、完全失業率も 5.6%を超えている。他都市も改定を見合わせている。 ▶ 市町村合併、美術館建設、CATV等の事業計画があり、より一層の議員活動の充実が求められる。 	旧三次市
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬額 【据え置き】 	・市町村合併後の報酬額について（検証）	新三次市
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬額 【一部見直し】 ■ 政務調査費 ※付帯意見 【3,000 円/年の減額】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 議会運営委員会正副委員長を常任委員会正副委員長と同額とする。 ▶ 県内他都市の額及び議員数等の判断から減額されたい。 	市補助金の見直し
平成 27 年	<p>報酬等審議会未開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 政務活動費 【3,000 円/年の増額】 	<p>【議案第 23 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案） 	賛成多数で可決

次の労働政策研究所・研修機構（JILPT）「グラフでみる長期労働統計」から見れば、平成 7 年の報酬額アップの答申は、社会情勢を反映したものと理解される。

【図 11】



合併以前からの本市における報酬審議会は【表 25】に示した歴史をたどっていた。近年は、左記【図 11】が示すように景気が低迷していることが理由か不明ではあるが、平成 17 年以降は開催されていない。現行の議員報酬は旧三次市における平成 7 年の報酬審議会の答申に基づいて、翌年 4 月に執行部の三役とともに改

定されているが、合併後、報酬額の改定はない。

ただ、平成 13 年の報酬審議会では議員活動の一層の充実を求めるとして政務調査費月額 3 万円（現：政務活動費）が新設されている。

19. 議員報酬に対する会派の考え方

令和 4 年 1 月 18 日（火）及び 1 月 27 日（木）

ここまでの調査（現在：資料内容を一部修正及び追記）をもとに、会派内で議員報酬に対する考え方の整理を行った。その主な意見は次のとおりである。

委員間自由討議

■ともえ

報酬に関しては、現状のコロナ禍で上げるべきではない。

会派としては、この間、しばらく開かれていない報酬審議会の開催を求め、当然、報酬が下がる答申が出ることも踏まえたうえで、現行の議員報酬額が経済状況や社会状況に見合ったものか判断してもらいたい。

■清友会

市長には退職金もあるし、年金も支給される。我々は、同じ公選職の立場にありながら年金や退職金はない。その分、報酬に反映させるべきである。

現段階で言えることは、次の改選期までに報酬増を目指して報酬審議会の開催を要求していくことだ。

若者や女性といった多様な人材の議会へ参画を促すとなると、経済的な保障という裏付けがないと難しい。ただ、報酬の見直しという課題は早急に答えが出るものではない。このことは、3 月定例会までに

考えを整理するのではなく、継続して調査するべきである。

本市議会の未来のためには、才能のある多くの人材が議会人をめざせる条件整備が重要となる。

■ 明日への風

現状を考えると議員報酬額は基本的には現状維持である。

ただ、職員の給料には昇給があり退職金などの各種手当があるが、議員にはない。また、報酬は給付を含めた対価であるという性質を考えた時に現行の議員報酬額は高いとは言えない。

民意が多様化している状況の中で、議員を専業として活動をしていきたいとの志を持ち企業を辞める人の生活水準を確保するためにも、将来的には議員報酬を上げていくべきだと考える。市民の信任を受け、税金から報酬をいただいている立場から考えると、平成 17 年から開催されていない第三者機関である報酬審議会を定期的に開催され、適正な報酬を判断いただきたい。

■ 真正会

現状では、長引くコロナ禍で市民の収入等が減少している状況を考えると報酬を上げるとの判断には至らなかった。

市民アンケートに議員の活動が見えないと指摘には、各議員が議員活動を通じて市民にあらゆる情報を伝える努力をしていかななくてはならない。

将来の三次を考えて、議長も議員報酬を上げたいとの想いでこの特別委員会を設置されたのだと考えている。今後も、議員一人一人が市民の付託に応えられるよう努力を惜みず、資質の向上に取り組むことを前提に、感染症の収束後、早期に報酬審議会を開催いただき、我々が主張する首長給料と議員報酬の比率から求めた試算額（市部長級職員平均給料額相当）を要求したい。

■ 会派 未来

報酬については上げるべきである。理由とすれば 20 年近くも報酬は上がっていない。将来の人材確保のためには一定の収入が必要だが、今の報酬がそれに見合ったものではない。昨年の県の人事委員会が提出された 500 人以上の企業、100 人から 500 人、100 人以下の企業の平均で見ると、37 万円であれば従業員 100 人以下の企業、大企業であったら大卒の課長級はその倍はあるということが根拠である。ただ、報酬をいつ上げるのかとなれば、予算を伴うことなので年度内には日程的に無理がある。この報酬については財政を含め、まだまだ議論が足りていない。これからも議論を継続したうえで根拠資料をしっかりとまとめ、報酬審議会の開催を求めていくべきである。

■ 公明党

本市の現状を考えると報酬の引上げは行うべきではない。ただし、将来の社会情勢等が変わってくれば、年金等の諸手当に関する検討も必要になると考えている。

平成 17 年から今日まで開催されていない報酬審議会を開催いただき、我々の報酬等について議論されることを望む。

■ 日本共産党三次市会議員団

様々な調査や現状を考えると議員報酬は、現状維持が妥当である。ただ、将来的に不安を抱えな

がら議員として活動していくことになるのであれば、報酬審議会で色々と検討し、改善を図って欲しい。

20. 委員長報告の骨子（議員報酬）

議員報酬の検証について、これまでの調査や委員間討議等の議論を整理した結果、次のとおり骨子をまとめた。

骨子

（前提）

委員会協議のもと、議員定数と議員報酬は切り離して議論している。

1 本市議員報酬額の検証について（先進市議会事例を参考）

(1) 比較方式による検証（県内及び全国の類似自治体との議員報酬額を単純に比較する方式）

ア 県内市議会議員の平均報酬額よりも低位にある。

イ 全国の類似自治体議会の中では高額である。

(2) 原価方式での検証（議員の活動量から報酬額を求める方式）

ア 市長の年間職務遂行日に対する議員活動換算日（活動量）の割合から、市長給料を基に試算した。結果、現行額よりも約 11 万円高い約 48 万円となった。

(3) 会派から提案された検証（首長給料と議員報酬額の割合から求める方式）

ア 県内 14 市の首長給料に対する議員報酬額の平均割合は 47.3%である。

イ 積算された割合（47.3%）で本市長給料をもとに試算すれば報酬月額は約 43 万円となる。

ウ 類似自治体議会を対象にすると、報酬月額は約 35 万円と逆にダウンする。

(4) 検証の結果から

ア 現行の議員報酬額を比較方式や原価方式などで検証した結果、試算額は真逆の数値が示された。

イ 都市規模や財政力指数など、それぞれの自治体を取り巻く状況の違いによって試算数値に大きな幅が出る。

ウ 議員活動量の設定如何で試算額に影響が表れる。

2 財政状況分析と議員報酬との関連について

(1) 本市財政は、厳しい状況にある。

(2) 報酬額をアップしても、全体予算への影響は少ないとする意見がある。

(3) 議員報酬額を財政状況に照らし合わせて議論すべきではないし、判断すべきでもない。

(4) 予算増につながる単なる報酬額アップは避けるべきとする少数意見がある。

3 多様な人材の議会への参画に向けて

(1) 議員は、複雑化する社会情勢や民意の市政への反映に伴う活動の多様化、高度な専門的見地が求められている。

(2) 議会の活性化に向け、意欲ある若者や女性、民間サラリーマンなど多様な人材の議会への参画を促すことが必要である。

(3) 議員報酬は、職務に対する一切の給付を含めた対価ではなく、常勤職同様、生活給といった要素のウエイトが大きい。

(4) 多様な人材の議会参画を求めるのであれば、生活環境を保障する必要がある。

4 調査結果から見えてきたこと

(1) 議員報酬額に関して、様々な角度から調査・検証を行ったが見直しにつながる明確な根拠を示せていない。

(2) 県内市議会との比較、同じ公選職である市長給料とのバランス、退職金や議員年金が廃止されたこと、多様な人材の議会参画を促すうえでも報酬引上げが必要だとする意見が多い。

(3) 市内勤労者の実態から報酬額は引上げるべきではないとする少数意見がある。

(4) 報酬額の引上げを望む声の中にも、次回改選時までには、何らかの答えを出すべきとする意見と地域活動や地域経済が停滞している現状ではなく、社会情勢の回復期に要求するとした意見に分かれている。

(5) 全体で共通した意見は次のとおりである。

ア 多様な人材の議会への参画を促すためには、条件整備が肝要となる。

イ 議員の厚生年金制度加入実現など、各種手当の充実を国に対して要望する。

ウ 平成 17 年から一度も報酬審議会は開催されていない。この間、報酬額の是非について検討が行われていない。

エ 報酬審議会の開催を求めるうえで今回の議論は意義があった。

オ 報酬額引上げ要求に向けて、我々も調査研究を継続する必要がある。

カ 市民アンケートにあった我々への不満や指摘については、これまでの活動を振り返る意味でも貴重な意見であった。

キ これからも様々な課題解決に向けて自由討議を積極的に行い、我々も成長していかななくてはならない。

21. 付託に対する多数意見について

本委員会は、これまで 10 人の委員で真摯に議論してきた。

議員定数に関しては、多くの委員が調査結果や市民の声に基づいて減ずるべきとし

た。

議員定数削減に伴う議員報酬の引上げについては、議員定数と報酬を一緒に議論すべきではないとした上で、市長給料とのバランス、県内市議会議員報酬額との比較結果や議員活動の実態から、地方議員の厚生年金加入実現の各種手当を含め、議員報酬の引上げには、賛同するものである。

このことは、意欲的な若者や女性が市議会に立候補できるようにとの議長の想いである、多様な人材の本市議会への参画にも通ずるものと考えている。

以上が付託事項に対する委員会での自由討議を中心に検証した結果である。

22. 終わりに

この度の調査を終えるにあたって、「地域での議員活動が見えない。」「活動の割には報酬が高額なのではないか。」という不満や指摘が多かった市民アンケートは、これまでの議員活動を個々が見直すとともに、それぞれの成長を促す良い機会であったと捉えている。

この議員定数と議員報酬を通じての議論は、目まぐるしく変化する社会情勢のもと、我々が常に活動を振り返り、いかに市民・地域の声に応えるものとなっているかを検証する大きな取組であるとする。今後、どのような形となるか分からないが、この課題について、議員間で議論できる機会を継続して求めるものである。

この課題解決をめざす自由討議から、個々が多様な民意を的確に受け止める力を養い、積極的な調査研究を含む意欲的な議員活動を通じた三次市議会全体の活性化が、多くの市民の議会に対する信頼につながっていくものと考えている。

参考文献など

- 総務省「都道府県別類団体区分一覧表」「令和元年度決算カード」「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」「国民の地方議会・議員に関する意識調査」
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「勤労世帯家計収支HPから」
- 全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」「市議会議員報酬に関する調査結果」「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」
- 全国町村議会議長会「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」
- 会津若松市議会「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」
- 廿日市市議会「議員定数等調査報告書」
- 葉山町議会「議員報酬のあり方について報告書」
- 堀内 匠著「自治体議員報酬の史的展開：(自治総研間456号)」* 再掲 など